身体・知覚・時間

N.ルーマン晩年の理論展開と法秩序論

毛利康俊

はじめに

第一節 ルーマン晩年の前進 ― 動的双相理論へ

第二節 意識システム・社会システムの創発 ― 知覚次元の<意味>と時間化

第三節 意識システムと社会システムの相互浸透

第四節 社会システム同士の関係 ― カップリングの諸類型と相互浸透

第五節 法秩序の重畳的動態構造

第一款 自然的感覚単位と理論的分析単位

第二款 法秩序を構成する諸システム

第三款 法秩序論へのシステム論的アプローチ

第六節 法秩序の他者

第一款 理論の射程の拡大 ― 家族・医療・リスク

第二款 システム論への問

おわりに 一 法秩序論への問

はじめに

法秩序の全体構造はどのようなありかたをしているか、法秩序は社会全体1) 五

¹⁾ ルーマン派のなかでは全体社会 (Gesellschaft) は世界社会 (Weltgesellschaft) ととらえられている。しかし、この面に立ち入ると議論が複雑になるので、以下本書では社会全体ないし全体社会という場合、おおむね一国内の社会の全体を指している。

のなかでどのような位置を占めているか、法秩序は人々の生活とどのようにかかわっているのか。法哲学や法社会学は古くからこういう問題に取り組んできた。法哲学のなかでは、こうした問題は法概念論の一局面をなしてきた²⁾。ところで、全体としての法秩序が、その周辺において、政治や経済、宗教、実定道徳と重なりあっており、これらの社会諸秩序の間には、協調的な関係もありうるし緊張関係もありうる。— こういう表象はかなり常識的なものであろうし、今までの法秩序論でも十分に意識されてきた³⁾。本稿が目指すのは、これ

²⁾ 法概念論と一口に言ってもそのなかには多くの論点がふくまれる。それらの論点のなかでは、自然法論対法実証主義の論争が注目を集める傾向がある。しかし、本章で述べているような法秩序論の問題関心は、多くの法哲学の諸傾向のなかで持続的関心の対象となっていた。また、日本の法哲学者たちも、法秩序論の観点から、M. ヴェバーやE. エールリッヒに法社会学に注目していた。

³⁾日本でこのような表象を一つの軸に法秩序の全体像を論じた早い例として、尾高朝雄 『実定法秩序論』(岩波書店、昭和17年)がある。この書物では法の立体構造が、垂直断 面と水平断面において捉えられている。すなわち、法の基底は事実の世界に属するが、 その上層は規範の世界にもりあがっている (垂直断面)。また事実からあまり隔たらない 距離において構成された水平断面では、法はその周辺部において道徳・政治・宗教・経 済などと大きく交錯している。その後、戦後の早い段階で、井上茂『法秩序の構造』(岩 波書店、昭和48年)が議論をさらに進めている。ここでは、法秩序が動態的に捉えられ るとともに、法的推論や人々の法的行動なども法秩序の動態の一部をなすものとして分 析されている。さらに法と政治の交錯にも重要な関心が払われている。より近年では、 田中成明『裁判をめぐる法と政治』(有斐閣、1979年)以来の法の三類型モデルが注目さ れる。田中三類型モデルは、法秩序の動態的考察態度と、法的思考をも法秩序の動態と 関連付けて理解する視点を前代から引き継ぎつつ、法秩序のなかに存しうる緊張に光を あてる理論道具を提供している。すなわち、法秩序の構成パターンは一通りではない。 田中三類型モデルは、法秩序の構成パターンを、規範の適用を中心とする普遍主義型法 (自律型法)、目的合理的な管理を中心とする管理型法、妥協調整を中心とする自治型法 の三類型に分ける。これらは類型概念であるから、現実の法秩序にこれらいずれかの類 型が純粋に実現することはほとんどない。むしろ現実に見いだされる、全体としての法 秩序も部分的法秩序も、たいていの場合、この三つの類型が適合する側面を多かれ少な かれ有する。しかして、この三つの類型は、目指す方向やその実現メカニズムに相違が あるので、三類型の混合形態である現実の法秩序には、その限りで内的矛盾・緊張がみ られることになる。田中三類型モデルは、このようにして、現実の法秩序のどこにどの ような緊張が存在しているかを探りだし適切な処理戦略を描く道具理論を提供するわけ である。そしてまた、田中三類型モデルは、法秩序がその周縁において政治や経済など 他の社会領域と交錯しており、その交錯領域から法秩序に多くの緊張がもたらされてい るとの現状認識を背景にしている(田中成明『法理学講義』(有斐閣1994年)32頁)。

らの議論を一歩進めることである。

そのために本稿は、ドイツの社会理論家、N.ルーマンの晩年の理論展開に着目する。ここで晩年とは、1980年代後半から彼の死去 (1997年) までのことを指している。本稿でとくに彼の晩年の理論を取り上げる理由については、説明がいるだろう。ルーマンの理論が、1980年代前半において、システム論におけるオートポイエシス理論の展開を受けて、それを受容することによって大きな転回をなしたことはよく知られている。彼は、1984年の『社会システム理論』 (によって、彼なりの理論の基礎を固め、それを前提として『社会の経済』 (社会の政治』 などの一連の『社会の・・・』シリーズを公刊してきた(一部は死後出版)。彼の『社会の法』 (は、その一環である。したがって、法秩序の内的編成のみを法秩序論の議論対象とするのであれば、『社会の法』を対象として、彼の理論の寄与可能性を検討すれば足りると考えられるかもしれない。

たしかに、ルーマンの理論は1980年代前半以来、オートポイエシスの概念を中心に構成されている。しかしここで思い起こしておきたいのは、彼自身が再三再四述べているように、彼は学問的生涯の当初から、システム論(サイバネティクス)と現象学の合流地点に開ける地平の上で理論形成を図ってきたことである。こういう観点から見ると、本論での議論を若干先取りすることになるが、『社会システム理論』(1984年)という書物については以下のような読み方が可能になる。すなわちこの著作では、システム論の軸においては、オートポイエシス論の導入によって長足の進歩が見られたが、しかし、現象学の軸にお

以上を通じて、法秩序の内的編成、他の社会領域との関係そして、それらの人間にとっての意義に関する持続的関心が看取されるように思われる。

⁴⁾ Niklas Luhmann, Soziale Systeme, 1984, Suhrkamp (im folgenden zitiert als SS) (二クラス・ルーマン著、佐藤勉監訳『社会システム理論 上・下』恒星社厚生閣1993年). なお、以下のルーマンからの引用に際しては、邦訳が存在している場合には訳書の該当頁を付すが、訳文は前後の文脈との関係で私が原書から訳したものもある。

⁵⁾ Niklas Luhmann, *Wirtschaft der Gesellschaft*, 1989, Suhrkamp(二クラス・ルーマン著、春日淳一『社会の経済』文眞堂1991年).

⁶⁾ Niklas, Luhmann, Politik der Gesellschaft, 2000, Suhrkamp.

⁷⁾ Niklas Luhmann, *Recht der Gesellschaft*, 1993, Suhrkamp (im folgenden zitiert als *RG*) (二クラス・ルーマン著、馬場靖雄/上村隆広/江口厚仁 訳『社会の法 1・2』法政大学出版局2003年).

いての展開は相対的に立ち遅れており、二つの軸がしっかりと噛み合っていない。したがってこの著作の段階では、彼の理論は未完成態だったのである。そのことを端的に示すのが、意識システム — これについてはルーマン自身、現象学との関係を意識せざるをえない — と社会システムの関係について基礎的な事項が不明確であったことである。そのことを自覚していたのであろう、意識システムと社会システムの関係について、彼は『社会システム理論』出版直後から何度も理論の改訂を繰り返している。私見では、彼が彼のなかでシステム論と現象学の視点をなんとか折り合わせることができたのは、こういう改訂の試行錯誤を経た晩年 — 彼が長命を保っていたならば成熟期と呼ばれたであろう — にいたってなのである80。

8) もっとも、システム論(サイバネティクス)と現象学は、それぞれ独自に発展を遂げてきたものであるから、単純に足し合わせることはできない。ルーマンは、システム論と現象学に由来する諸概念を彼なりの文脈に置きなおし、改訂を加えた上で使用している。本稿は、ルーマンにおける現象学的要素を重視して読まないと彼の理論は整合的に理解できないという立場に立つが、ルーマン自身が時代を追うにつれ次第にE.フッサールと距離をとり始めたことを無視するつもりもない。

ルーマンの<意味>概念がE. フッサールの後期哲学の影響を強く受けていることはよく知られているが、『社会の社会』の「意味」の節 (*GG*, S. 44ff, 訳書1、33頁以下)では、フッサールの現象学を依然として発想の源泉の一つとして取り上げながらも、他方で、フッサールに批判的な、G. ドゥルーズやJ. デリダの所説を肯定的に言及してもいる。

もっとも、ルーマンのフッサール理解は、フッサールの草稿研究の進んだ現在の理論水準から見た場合に相当に「古い」ことは否めないであろう。この点については、山口一郎『人を生かす倫理 フッサール発生的倫理学の構築』知泉書館2008年第IV部第三章「法のパラドクス、規範を事実とみなせるか?」を参照。したがって、ルーマンとフッサールの関係は、ルーマンの自己理解はそれはそれとして、第三者的に慎重に見定める必要がある。本稿では立ち入る暇がないが、たしかにルーマンの自覚するように彼の立場とフッサールのそれの距離は次第に開いてきたが、その距離はルーマンが思っているほどには遠くないというのが、私の印象である。

他方、サイバネティクスに関しても微妙な距離感がありそうである。サイバネティクスにもいろいろな流れがある。この点については、スティーヴ・J.ハイムズ著、忠平美幸訳『サイバネティクス学者たち』朝日新聞社2001年を参照。この点を考慮に入れると、ルーマンが知的源泉としているのは、N.ウィーナー→G.ベイトソン→v.フェルスターにいたる系列であることがわかる。アシュビー、スペンサー=ブラウン、ギュンター、マッラナ、ヴァレラ、いずれもがこの系列のサイバネティクスのなかでこそ特に関心を集めた論者である。この系列のサイバネティクスとルーマンの理論を比べると、両者の著しい発想の類似に気づかざるをえない。場合によっては、ルーマンをこの理論系列の末

『社会システム理論』において、意識システムと社会システムについての見解が確立していなかったことは、社会システム同士の関係についての理論の未確立にも繋がっている。私見では、これらの点について彼自身が見通しを得られたのは、彼の理論内部でシステム論的要素と現象学的要素のバランスがとれてきた、彼の晩年の時期である。法秩序論の課題が、法秩序と他の社会領域や人間的経験との関係をも含むものであるならば、それへの寄与可能性からルーマン理論を検討する際には、まずは彼晩年の理論に照準すべき所以である。

ただしかし、ルーマン晩年の論考には荒削りなところが見られ、新たなもろもろのアイデアが相互にどのように関連しているかが、必ずしも明確ではない恨みがある。そこで本稿では、ルーマン晩年の理論展開の基底的部分に一貫した解釈を与えることを試み、そのうえで、それらが切り開いたルーマン理論の新たなる地平が法秩序論にどのように寄与する可能性を持つかについて、若干の検討を加えることにしたい。

第一節 ルーマン晩年の前進 ― 動的双相理論へ

(1) ルーマン解釈が乱立するのにはルーマン自身の責任も大きい⁹⁾。たしかに

端に位置づけることすら可能かもしれない。この点については、vgl., Fritz B. Simon, Einführung in Systemtheorie und Konstruktivismus, 2009, Carl-Auer. しかしルーマンには、パラドクスとは時おり生じる厄介な現象というようなものではなく、むしろリアリティーがパラドクスの脱パラドクス化として生じたのだという独自のパラドクス観がある。この点については、あくまで差し当たりだが、vgl., Gunther Teubner (Hrsg.), Rückgabe des zwölfen Kamels, 2000, Lucius & Lucius (G. トイプナー編、土方透監訳『ルーマン 法と正義のパラドクス』ミネルヴァ書房2006年)、ベイトソン以降のサイバネティクスにおけるパラドクスの扱いについては、差し当たり、ポール・ワツラヴィック、ジャネット・ベヴン・バヴェラス、ドン・D・ジャクソン著、山本和郎、尾川丈一訳『人間コミュニケーションの語用論 相互作用のパターン、病理とパラドクスの研究』二瓶社1998年を参照。

⁹⁾以下では、伝来的なルーマン解釈に異を唱えることも多い。しかし、それは従来の解釈 者たちを非難する趣旨ではない。ここ十数年のルーマン関係の資料の充実ぶりには目を 見張るものがあり、後年のルーマンの書いたものから遡及して読んではじめて初期のル

ルーマンは社会と人間について根底的かつ体系的に考えようとしてきたし、私見ではそのことにかなりの程度まで成功してきた。しかし、重要なところで、不用意な発言、表現のぶれ、到底練りこまれたとはいえない定式化がしばしば以上に見られるのも事実である。ルーマン解釈が複数成立することは不可避であり、ルーマン自身もそれをかならずしも悪いことであるとは考えていなかったと思われるふしもある。しかし、彼の理論の応用的展開を図るためにはその解釈をある程度確定しなければならない。以下では、第一にルーマンの所説の出来るだけ多くの部分が整合的に理解できるようになること、第二に、法秩序論への示唆が大きくなるようにすること、という二つの基準のもとに解釈するように心がける。

ルーマンの理論において、システムの概念が中心的役割を果たすことは言うまでもない。しかし、少しでも諸文献に立ち入ってみると、この概念についての理解が論者によりかなり異なることに気づく。そもそもルーマン自身においてシステムの概念の規定の仕方に揺れがある。本稿が主たる対象とする、オートポイエシス論への転換の後においてすら、ルーマンにおいてシステム概念は一挙に確立したのではなく、彼は晩年に至るまでその彫琢を続けていた。重要なのは、システムの要素、作動、体験され伝達されるところの〈意味〉、の相互関係をどう捉えるかである。ルーマン理論の発展段階の区分について諸家の見解は一致しないが、本稿ではオートポイエシス論への転回以後の発展に着目する関係で、一応、次のように段階を分けておきたい。

(a) 初期(1960年代末~1980年代初め)のルーマンにおいては、要素の概念が基底的位置を占める。すなわち、複数の要素同士の結合の可能性に制約があるとき、それらを要素とするシステムが成立する。そして要素同士の結合可能性の多様度として「複雑性」が定義される。もちろん、社会システムにおいて要素とは意味的存立態であることは強調されている。この時期には作動という概念は主要な役割を果たしていない。

二四七

ーマンが目指していたものもわかってくるということも多い。したがってかつてのルーマン解釈者たち (特にルーマン批判者たち) がルーマンを理解できなかったとしてもその責任の大半はルーマンにある。だが、理解しようもないものは無視するという健全な態度が何故とられなかったのか、それが今でも私には訝しい。

- (b) オートポイエシス論への転換(1980年代前半)以降は、作動の概念が中心 的な位置を占める。すなわち、システムの要素を構成するのが作動である。こ うしてルーマンの理論が著しく動態化したことは、多くの論者の認めるところ である。そして、この作動が意味的現象とされることはよく知られている。
- (c) しかし、ルーマンはその後(1980年代後半以降死去するまで)、「メディア」 の概念を次第に強調するようになる。本稿との関係では、彼においては、メデ ィアの概念は作動の概念と密接に結びついていることが注目される10)。粘土板 に凹凸をつけて人の顔を作ったとしよう。そのときの粘土板が「メディア」で あり、凹凸がつくことが「作動」である。そのとき、ひとの顔は「地」から浮 き上がった「図」になっている。したがってこのことを指して、「作動」によ り「統一体(Einheit)」、「単位(Einheit)」が産出されたと言ってもよい。

一般的に言えば、なんらかの連続体(メディア)上になんらかのマトマリ (統一体) が形成され際立つことが作動である。「作動」が連続して生じ、それ らの作動の間や、それらによって産出された「統一体」たちの間になんらかの 関連が生じたとすれば、そこに「システム」が成立したと言ってよく、そのと きそれらの「統一体」にはそのシステムの「要素」と呼ばれる資格がある。そ の都度どのような作動が可能かは、当該システムの歴史が決定することである から、ルーマンは、要素は「上から」構成されると言うのである110。

このようなシステム概念の変遷は、ルーマンの理論が結局なにをなす理論で あるのかにかかわる。

- (a) 初期のルーマンでは、システムの要素間の関係の制約があることから、シ ステムの複雑性は環境の複雑性より、低いことになる。そこで、各々のシステ ムでどのように複雑性が生み出され処理されているかを、環境ないし他のシス テムと比較しつつ観察するのがシステム論であるということになる。
- (b) オートポイエシスへの転換によって、むしろ、システムの作動がどのよう にして生じ連結していくかを観察するのがシステム論の課題になる。もちろん、四

¹⁰⁾ Niklas Luhmann, Gesellschaft der Gesellschaft Bd. 1, 1997, Suhrkamp (in folgendem zitiert als GG1)、S. 190ff(二クラス・ルーマン著、馬場靖雄/赤堀三郎/菅原謙/高橋 徹 訳『社会の社会1』法政大学出版局2009年209頁以下).

¹¹⁾ Vgl., Luhmann, Soziale Systeme, 1984, S. 43f(訳書·上34-35頁).

四五

作動によって生み出されるのが要素である以上、初期の課題はこの枠組みの中でもその一部として位置づけられる。

(c) さらに作動とメディアの変容が表裏一体のものとして捉え返されるようになると、ルーマンの理論は、この一個同一の動的過程を、一方において作動の生起と連結の相で、他方において意味メディアの連続的変容の相で、観察する理論となる。このことをもって、本書では、ルーマンの理論は「動的双相理論」となったと言うことにする¹²⁾。もちろん、この理論は、作動の生起と連結の観察を課題として含む以上、以前の段階の課題をその一部として含むことになる。ところで、メディアの上になんらかのマトマリを生み出すことが作動であるならば、作動の連結は、波動で比喩することができる。水面上に生じたある波形はその周辺の水面を変容させ、次々に同じ波形が引き継がれてゆく。ルーマンにおいては作動の連結によってシステムの成立が語られる。そこで動的双相理論においては、システムは波動の比喩でとらえられることになる。

もっとも、この意味での動的双相理論もオートポイエシス論を前提とするのであるから、新たな段階と位置づける必要はないとも考えられる。むしろ、別個の段階とは見ない見解の方が多いと言えるだろうし、ルーマン自身も作動中心のシステム概念から動的双相理論へは明確には踏み切れていない¹³⁾。しかし、ルーマンの理論を作動中心のシステム概念で純化して捉えた場合、ルーマンの

¹²⁾ ルーマン自身も「媒質/形式の区別は、システムをその作動能力ぐるみ再生産してゆくさまざまの作動に立脚する動的なシステムの理論に属する」(二クラス・ルーマン著、村上淳一訳『社会の教育』東京大学出版局2004年109-110頁)と言っており、晩年には同様の理解に達していたものと思われる。

^{13) 『}社会システム理論』でオートポイエシス理論に基づく社会システムの一般理論を定式化し終えたはずのルーマンが、『社会の社会』の第一部でもう一度、社会システムの一般理論を語り直していることの意義は軽くない。そしてルーマンはそこで、〈意味〉をコミュニケーションと意識のもっとも一般的な〈メディア〉と位置づけることから理論を組み立てはじめている。そこで体系構成上は、ルーマンは最晩年にはメディアと作動に同等のウエイトを与える動的双相理論を事実上形成しえていたと見ることも充分に可能である。しかしまた、この書物の中には「システム」が「作動から形成される」という極めて作動主義的なシステムの概念規定が随所でなされている。少な〈とも表現上の揺れは確かに存在する。オートポイエシス論への転換後もルーマンのなかで次第にメディア概念の比重が高くなっていったことについては、大黒岳彦『〈メディア〉の哲学 ルーマン社会システム論の射程と限界』NTT出版2006年に示唆を受けた。

所論の多くのものが成立しなくなってしまう¹⁴。そこで本稿では、ルーマンは 明確な定式化と詳細な展開には至らなかったものの、最終的には事実上、動的 双相理論に到達していたと理解することにする。特にこのことが重要なのは、 以下に示すように意味メディアの変容過程を一つの観察対象の相として自覚的 に取り上げることによってはじめて、ルーマンのシステム間関係の理論の含意 が十全にくみ取れるようになるからである。ここにいうシステム関係には、意 識システムと社会システム、社会システム同士の関係が含まれ、したがって、 その十全な理解が法秩序倫にとって重要であることは言うまでもなかろう。

第二節 意識システム・社会システムの創発 - 知覚次元の<意味>と時間化

(1) ルーマンによれば、社会システムと人間の心は<意味>の世界で存立する点で共通性をもつが、両者はそれぞれに作動上閉じている(コミュニケーションや思念や意識などの再帰的連結により存立する)ので、自律的システムである。しかし、両者は構造的カップリングするので、時間を通じて相互に影響を与えうる。この相互関係は相互浸透とも言う。

これらのテーゼは、表面的に見ればオートポイエシス論への転回後のルーマンにおいて一貫している。しかし実は、おそらくルーマンにとっても、意識システム Bewußtseinssystem(あるいは心理システムpsychisches System [心的システムとも訳される])と社会システムの関係をどう説明するかは難問だったのであって、『社会システム理論』(1984年)以降も彼は、この関係について何度も書き直している。しかし、最終段階にいたっても、相当に基礎的な部分で、少なくとも表面的には相互に矛盾しているように見えるところが相当にある。ルーマンはある文脈では社会システムと意識システムが相互に自律的であることを強調するが、別の文脈では相互に刺激を与えるということを強調する。

¹⁴⁾ この点については、佐藤俊樹『意味とシステム』勁草書房2008年が明瞭に示している。

しかし、この二つのことがどのように整合的に理解できるのかは必ずしも明確ではなく、オートポイエシス論への転回後のルーマンに対する理論的批判はここに集中したと言って良い。もし、このように根本的な事態に関してルーマンの言明が相互に矛盾しているならば、彼の理論は経験的内容を持ちえないことになるであろう。

そこで、意識システム(あるいは心理システム)と社会システムの関係について、ルーマンの所説は整合的なものとして理解できるか、また、経験的内容を持ちうるかが問題となる。以下、本稿では、ルーマンの理論は動的双相理論となったこと、形式/メディアという概念対を使用出来るようにあったことで、整合的理解が可能になり、また、知覚や身体といった現象学的視角が採用されることにより¹⁵⁾、経験的内実も備えうるようになった、という解釈を提出したい。

(2) まず、『社会システム理論』(1984年)における説明から確認しておこう。この著作では、人間と社会との関係は、心理システムと社会システムの関係を中心に理解される。そして心理システムと社会システムの関係は、「相互浸透」という概念で捉えられる。この言葉は、一般的には幅広く、複数のもののおのおのの内実が相互に染み渡っていく事態を指す。ルーマンがこの言葉を人間と社会の間の影響関係を表すのに用いたのは、T. パーソンズが用語法にならったものである。しかし、その概念内容はルーマン独自のものである。ルーマンはまず、この概念を極めて形式的に定義する。

あるシステムが自己の複雑性(したがって、未規定性、偶発性、選択強制でもある) をもう一方のシステムの構築のために用立てるとき、われわれは「浸透」というこ

¹⁵⁾ 前注(8)参照。なお、身体・知覚・時間という現象学的視点がもっとも濃厚に表れたルーマンの論文として、本節ではNiklas Luhmann, "Wahrnehmung und Kommunikation sexueller Interessen", in: Rolf Gindorf/Erwin J. Haeberle (Hrsg.), Sexualitäten in unserer Gesellschaft, Berlin, 1989, S. 127-138を紹介するが、ルーマンがこの論文で親近感を持って取り上げている現象学派の業績が、現象学の伝統の枠内に収まるかが問題となる、M. メルロ=ポンティ晩年のそれであることも、ルーマンと現象学の微妙な距離感を示しているだろう。

とにする。(中略) そこでこれに対応して、この事態が相互的に存在するとき「相 **互浸透**| は存在することになる。すなわち、複数のシステムがおのおの他方のシス テムに己の予め構成された複雑性を持ち込むということを通じて、両方のシステム が相互に存在可能になっているときである16)。

ここでは相互浸透の概念が形式的に定義され、しかも複雑性の概念を基礎に 定式化されていることがわかる。あえてルーマンがこのような概念規定をした のは、心と社会を別個の自律的システムと捉える以上は、一方の内容が他方に 移転するという表象はどうしても退けなければならなかったからであろう¹⁷⁾。 しかしこれはあくまで形式的な概念規定であるから、それが実際に意識システ ムと心理システムの関係において何を意味するかが更に問題となる。少し長く なるが、『社会システム理論』から引用してみよう。

ここで選択された概念理解は、相互浸透しあうシステムたちがそれからなるところ の要素に照進するという、はるかに簡便な道を意図的に同避している。「人間と社 会システムは個別の要素、すなわち行為において交差する」ということで満足する ようにという誘惑に誘われることがあるかもしれない。つまり、行為は人間の行為 であると同時に、しかしまたおそらく社会システムの建材でもあるというわけだ。 また、人間の行為なくして社会システムなく、同様に逆に、人間は社会システムの なかでのみ行為の能力を獲得するというわけだ。こうした理解は誤っているわけで はないが、しかしあまりに単純なのである。要素という概念はシステム論的分析の 究極的要素ではない。これをわれわれは、複雑性という概念と自己言及的システム という概念で詳細に仕上げた。このことに対応してわれわれは、要素という概念を 脱存在論化したのである。出来事(行為)は基体を欠く要素では決してない。しか し、その統一性には、その基体の統一性が対応しているわけではない。統一性は、 それを使用するシステムによって接続可能性を通じて作り出される。要素は、それ 四

¹⁶⁾ SS,S.290 (訳書・上336頁)

¹⁷⁾ Vgl., Niklas Luhmann, Einführung in die Systemtheorie, 2004, Carl-Auer, S. 267ff (二ク ラス・ルーマン著、土方透監訳『システム理論入門』新泉社2007年332頁以下).

から成り立つところのシステムによって、自ら構成される。(中略)(改行)こういう問題に関連付けられると、相互浸透という概念は、要素における交差ばかりでなく、要素の選択的構成に対する相互的な貢献をも特徴づけることになる。この相互的貢献によって結果的にそのような交差が生じることになるのだ¹⁸⁾。

一方ではこのように言われているが、他方では次のように言われている。

相互浸透は二つの分離した事物のモデルでイメージされてもならないし、部分的に 交差する二つの円のイメージでイメージされてもならない。すべての空間的メタファーは個々では特にミスリーディングである。決定的なのは、一つのシステムの諸 境界が他方のシステムの作動領域に引き継がれることである(強調はルーマン)¹⁹⁾。

ここには概念上の、少なくとも表現上の、混乱が見られる。二つのシステムは要素において「交差」すると言ってよいのか悪いのか。前の引用文では、このように言ってもよいように読めるが、後の引用文では悪いように読める。また、「要素の選択的構成に対する相互的貢献によって結果的にそのような交差が生じること」と「一つのシステムの諸境界が他方のシステムの作動領域に引き継がれる」とは同じことなのか違うことなのか。また、そのような関係は、形式的に定義された相互浸透の概念、すなわち、複雑性を相互の存立のために提供しあうということとどのように関連するのか。さらに、一方の内容が他方に「移転」することではなくして、いかにしてこのようなことが生じうるのか。以上のような疑問は、システムが基体からそれ自身の要素を構成するということがどのような事態であるのかが解明されない限り、解消のしようがないように思われる。しかるに、ルーマンはこの点について、『社会システム理論』において充分な説明を与えているようには見えない。私見では、この点に関する説明装置として、後に形式/メディアの概念が使用されるようになったので

¹⁸⁾ SS,S.292 (訳書・上338頁以下)

¹⁹⁾ SS.S.295 (訳書·上343頁)

ある。

これ以降のルーマン理論の発展を追うためには、心理システムと意識システムの概念的関係に注意する必要がある。『社会システム理論』では、心理システムの概念が主として用いられているが、「意識を基にする心理システム」「意識のオートポイエシス」「心理システムのオートポイエシス」など表現が見られる²⁰⁾。では、意識システムと心理システムは別個のオートポイェティック・システムなのだろうか? 実際のところ、人間の心の世界が意識のみで語れるのかには疑問の余地があろう。ルーマンは、人間の心を一つのオートポイェティック・システムとして捉えることができるのか、できるとしてどのようにしてなのかという論点については迷いを見せている²¹⁾。他方で、少なくとも意識についてはそれをオートポイェティック・システムと捉えるようになった。したがって、人間と社会との関係は、意識システムと社会システムの関係を中心として捉えられることになる。

形式/メディアの概念は、早くも1988年の論文「意識はコミュニケーションとどう関わるのか」において、意識システムとコミュニケーションの関係を説明するのに使用されている²²⁾。この論文では、コミュニケーションは意識をメディアとして使用するという構図が取られているが、この構図は、最終形態と思われる『社会の社会』(1997)では放棄され、形式/メディアの概念は別の形で使われている。そこで本稿では、『社会の社会』における説明を確認しておこう。

(3) 『社会の社会』では、意識システムと社会システムとの関係は、主として、 構造的カップリングの概念で捉えられている。すなわち、コミュニケーション

²⁰⁾ Vgl., SS, S. 354ff (訳書·下492頁以下).

²¹⁾ Vgl., Niklas Luhmann,, Die operative Geschlossenheit psychischer und sozialer Systeme", in: ders... Soziologische Aufklärung 6. 1995. VS Verlag, S. 26-37. この論文の初出は1992年。

²²⁾ Nikilas Luhmann,, Wie ist Bewußtsein an Kommunikation beteiligt?", in: Hans Ulrich Gumbrecht/K. Ludwig Pfeiffer (Hrsg.), *Materialität der Kommunikation*, Frankfurt/M., 1988, S. 884-905. この論文は現在、Niklas Luhmann, *Soziologische Aufklärung 6*, 1995, VS Verlag に収められ、ニクラス・ルーマン著、村上淳一編訳『ポストヒューマンの人間論』東京大学出版会2007年に「意識はコミュニケーションとどう関わるのか」として訳出されている。

はつねに意識システムと構造的カップリングをなしており、そのとき同時に相 互浸透が生じているとされ、相互浸透の概念に関しては『社会システム理論』 へ参照指示がなされている²³⁾。

ここで構造的カップリングと相互浸透の概念的関係について一言しておこう。両者は歴史的由来を異にする。相互浸透という言葉は、すでに述べたように、心理システムと社会システム、社会システム同士の影響関係を表すためにT.パーソンズが使用していたものであるが、ルーマンはこの概念の換骨奪胎することを最後まで試みていた。これに対して、構造的カップリングという概念は、もともとオートポイエシス理論の主唱者、U.マツラナやF.ヴァレラらがすでに使用していたものである。

ルーマンにおいて、構造的カップリングと相互浸透という概念は、適用領域が異なっていることに、まず注意が必要である。構造的カップリングの概念は、物理化学システムとしての脳と意識システムの関係などにも用いられる²⁴⁾。そういう意味では、構造的カップリングの方が、外延が広い。では、意識システムと社会システム、社会システム同士の構造的カップリングに限った場合、それは相互浸透の概念と同一に帰すのだろうか。一方の概念は他方に吸収されてしまうのだろうか。この点については、ルーマン自身も迷いを見せている²⁵⁾。しかしいずれにせよ、彼は彼なりにこれらの概念に彫琢を加えた上で、これらのシステムの関係を説明しようとしているのは確かであるから、ここでは、彼がこれらの概念にいかなる意味を盛り込み、それを用いて意識システムと社会システムの関係をどのように説明しようとしているのかを端的に見ていくことにしよう。『社会の社会』では、出発点に置かれているのは構造的カップリングの概念である。

オートポイェティック・システムは、作動上閉じたシステムである。だから 一見したところ、複数のオートポイェティック・システムが並存したところで、

²³⁾ GG1,S.108 (訳書1、111頁).

²⁴⁾ GG1,S.114 (訳書1、118頁).

²⁵⁾ Vgl., Niklas Luhmann, *Einführung in die Systemtheorie*, 2004, Carl-Auer, S. 267ff (二クラス・ルーマン著、土方透監訳『システム理論入門』新泉社2007年332頁以下).

互いの作動の間にはなんの影響もなさそうに思える。こうした思い込みが、オートポイエシス理論一般、そしてルーマン理論に対する多くの批判を呼び起こしてきた。たとえば法システムが、人間の意識や他の社会領域と無関係に作動するというのは現実離れしているとか、極めて特殊なイデオロギーの押し付けであるとかの批判には枚挙の暇がない。実際、一方でルーマンは、

コミュニケーションと意識の構造的カップリングの、気づかれないままの粛々とした進行²⁶⁾

ということを強調している。しかしまた他方で、彼は

構造的にカップリングしているシステムの内側は、刺激(あるいは攪乱、摂動)の 概念で指し示すことができる²⁷⁾。

とも述べている。このような点を捉えれば、依然としてルーマンは苦し紛れに なにか矛盾したことを言っているように見えるかもしれない。

しかし、こうした構造的カップリングの概念の一見したところの不可思議さは、ルーマンが持ち込んだものではない。そうした一見したところの不可思議さは、もともとのオートポイエシス理論に存在するものである。しかし実際は、少なくとも本来のオートポイエシス理論を見る限りにおいては、構造的カップリングの概念になんの不思議も存在しないのである²⁸⁾。

複数のシステムが同じ媒質のうえに存在し、おのおののシステムがその媒質 を素材に己の構成要素を作るという作動の再帰的連結により存立するとき、そ

²⁶⁾ GG1,S.106 (訳書1、109頁).

²⁷⁾ GG1.S.118 (訳書1、123頁).

²⁸⁾ 以下の説明は、Francisco J. Varela, *Principles of Biological Autonomy*, 1979, Elsevier Science を参考にしている。ただ、もともと自然科学由来の概念を自然言語だけを通じて 理解することには限界がある。オートポイエシス理論を評価するにせよ批判するにせよ、 この書物などに収められたコンピューターシュミレーションモデルくらいは参照すべき であろう。

の結果として共通媒質の状態に変化が生じるので、一方のシステムの作動そのときどきの他方のシステムの作動の可能性の範囲が制約されることになる。もちろんこの制約関係は相互的なものである。この制約関係は、それぞれのシステムの作動が他方のシステムの作動に直接にカップリングすることによって成立するものではない。それゆえに、この関係は作動上のカップリングではなくして構造的カップリングと呼ばれる。ここで「構造的」と言われるのは、あるシステムの構造は当のシステムの作動を通じて変容を含みつつ再生産されるので、同一媒質上に並存するシステム同士の場合には、おのおのの構造の変化径路に相互的条件づけの関係が成立するからである。

たとえば、アミノ酸などの物質の溶け込んだ媒質のうえで、細胞というシステムが己の構成要素をこの媒質を素材に産出するという作動を再帰的に反復することで存立しているという場面を想定してみよう。その細胞システムにとって、それの存在する媒質の状態によって、どのような作動が可能であるか(どのたんぱく質がどの程度作れるか、など)に関して制約が課される。一部には、オートポイェティック・システムは環境に関係なく己の好きなように作動できるシステムであるという思い込みがあるようだが、誤解である。ここで二つの細胞システムが同じ媒質のうえに並存しているとしよう。このとき、一方の細胞システムの作動は、その周辺の媒質の状態に影響を与えるので、必然的に他方のシステムの作動に両立可能性という条件を介して(もちろん他の諸要因とともに)制約を与えることになる。もちろん、この制約関係は相互的である。

構造的カップリングという概念には、このような具体例も存在し、主唱者達自身がシュミレーション・モデルを与えているくらいであるから、そこにはなんの謎もない。したがってルーマンが、

構造的カップリングは、物質(あるいは、エネルギー)連続体を前提とする²⁹⁾。

と言うとき、彼はオートポイエシス理論の主唱者達に従っているにすぎない。

三三七

²⁹⁾ GG1.S.102 (訳書1、104頁).

三

しかし、意識システムと社会システムの関係を構造的カップリングの概念で捉えるというのはルーマン独自の主張である。したがってルーマンは、意識システムと社会システムの場合には「物質的連続体」に相当するのはなにか、また、それとシステムの作動はどうかかわるのかを、独自に説明しなくてはならない。ルーマンが「物質的連続体(Materialitätskontinuum)」に相当するものと見ているのが、〈意味〉である³0°。すなわち、社会システムと意識システムは〈意味〉をもっとも一般的な次元でもメディアとする点で共通の地盤をもつが、前者の作動がコミュニケーションであり、後者の作動が思念(Gedanke)である点で両者は区別されるのである。〈意味〉という共通のメディアのうえあるからこそ、社会システムは意識システムと両立可能性を介して影響関係を持ちうる。しかし、意味という共通のメディアの上で作動が生起するとはどのようなことか。ここでは、知覚のレベルにすでに〈意味〉が懐胎しているということがポイントになりそうである。ルーマンは、

感性的知覚が可能な意識システムとは異なって、コミュニケーションは意識によってのみ刺激されうる。全体社会に対して、コミュニケーションではない何かが外から影響を与えるとすれば、それらのすべては、意識とコミュニケーション可能性という二重のフィルターを通過したはずである³¹⁾。

感性的に知覚できるのは意識だけであって、コミュニケーションそのものによってはそれは不可能である。口頭コミュニケーションにしても文字によるコミュニケーションにしても、知覚の働きがなければ、機能することなどできないではないか。さらに加えてコミュニケーションは、少なくとも主として口頭による形式が取られている場合には、関与している意識システムの知覚領域内であらかじめ相互依存関

³⁰⁾ ルーマンは、「構造的カップリングにおいては、システムが内的に可能性の剰余を生み出していることが前提となる。(中略) 心的システムと社会システムにとってこの可能性の剰余は意味というメディアによって与えられる」(*GG1*, S. 101、訳書1、102頁以下)、「心理的形式形成のためにも社会的形式形成のためにも役立つ一般的なメディアであるところの<意味>」(*GG1*,S. 199、訳書1、220頁)と述べる。

³¹⁾ GG1,S.113 (訳書1、117頁).

係が確立されていることを前提とする。しかもその相互関係は、知覚されていることを知覚するという形式を取る³²⁾。

と述べ、知覚に大きな役割を認めている。すなわち、知覚は意識がそれによって世界と接触をもつ当のものであるばかりでなく、それによって意識とコミュニケーションの構造的カップリングがはじめて可能になるようなものなのである。しかし、意識とコミュニケーションと知覚はどのように関係するのか。この点については、『社会の社会』には立ち入った論述がない。そこで、やはり『社会システム理論』以降の展開を示すある論文から議論を補っておこう。

ルーマンにおいては、人間も、人間の身体も、複数のオートポイェティック・システムの集合体である。彼はこの論文で意識が自己の身体を観察するという次元から議論を始めている。

・・・意識は必然的に、また他の客体と比べてある意味で好んで、<u>己の身体を観察する</u>(しかしまさに注意すべきことに、己の脳ではない!)。(改行)意識は、世界の総体と関わり、もろもろのシンボルや記号と関わり、リアリティーや非リアリティーと関わり、行方不明のもの、失われたもの、目のまえにないものと関わり、あれこれの矛盾やパラドクスと関わり、可能なものと関わり、そして不可能なものと関わる。そしてまた意識は、世界のなかの「いたるところにあり」また「どこにもない」。こうした意識は己の身体への係留点を通じてのみ、己のアイデンティティーを獲得するのである。(中略)意識が自分自身に関係しようとするとき、こういうことが生じうるのは、ひとえに、そのなかにおいて意識がゲストとなっているところの己の身体のおかげなのである³³⁾。

³²⁾ GG1,S.113 (訳書1、105頁)

³³⁾ Niklas Luhmann, Wahrnehmung und Kommunikation sexueller Interessen", jetzt in: ders, Soziologische Aufklärung 6, VS Verlag, 1995, S. 182. なおこの論文の初出は、Niklas Luhmann, Wahrnehmung und Kommunikation sexueller Interessen", in: Rolf Gindorf/Erwin J. Haeberle (Hrsg.), Sexualitäten in unserer Gesellschaft, Berlin, 1989, S. 127-138 である。この論文はある意味で特殊な論題を扱っているが、しかし、身体・知覚と意識、コミュニケーションとの関係で一般的に言えることを確定し、そのうえでその特定の論題について言える限りのことを言うという方針で書かれている。したがって、一般論の部分に関する限り、本稿のような形で取り上げることは差し支えないと考える。

己の身体を観察することは、それが常にそこにあり、また、外から見るのと同様 に世界の中にそれを観察することができる、という二重の利点がある。

意識は己の身体を観察することによって自らを世界の中に位置づける。

そのことを通じて意識は、なにが己の身体に属しなにかそうでないかを急速に学ぶ。たとえば、どのザワメキが自分自身で作り出したものであり、どれが環境に帰せられるものであるかを。もろもろのオートポイエシス・システムの集合態が身体として観察されるのだが、この集合態がそれ自身すでに他文脈的に組織化されているので、意識はその身体と実験的に関わりうるし、自分自身に触ってみることができるし、自分で作ったザワメキを聞くこともできるし、己の運動を見ることもできるし、そしてなにより、これらすべてのことの急にまたやめてみてこの中断の効果を観察することができる。意識による観察のもとでのこの種の実験的作動は、ある時間の幅をもって行われるので、その結果として、自己帰属と他者帰属の区別がほとんど不可避である。そしてこの不可避性が、それ自体として、リアリティー意識の構築の促進要因として役立つのである³⁴⁾。

意識による自己ないし他者の身体の観察によって成立し、それを前提とする ような、人間と人間の関わりというものがある。そこでは、

自分自身にとって不透明な)観察者と(その者にとって不透明な)非観察者の差異というものは、決して再び取り除かれることはない³⁵⁾。

・・・意識は、社会的状況において他の人間の身体に(そしてそれを通じてその人の意識に)関わってゆく二つの異なった可能性を持つ。すなわち、知覚とコミュニケーションである。意識が外界とみなすナニモノカの知覚の通常の過程では、意

³⁴⁾ Niklas Luhmann, "Wahrnehmung und Kommunikation sexueller Interessen", S. 183.

³⁵⁾ Niklas Luhmann, "Wahrnehmung und Kommunikation sexueller Interessen", S. 183.

識はとくに他の人々をも把握している。その際、己の身体の同時観察にも多かれ少なかれ同時になされている。 — 触れる場合には強く、見る場合聞く場合にはたんにほとんど距離意識として。自明なことだが、この知覚はつねに解釈しつつの知覚であり、その限りで記憶にも文化にも依存している。・・・以下の考察にとって重要なのは、この解釈された知覚を基礎として、単純な知覚と伝達行為、すなわちコミュニケーションへの参加が区別されるということだけである³⁶⁾。

知覚が情報と伝達行動の区別に志向するときはいつも、コミュニケーションがあると言ってよい。単純な知覚は、一定数の区別の高度の同時性を許容し、それらに区別において、知覚されたものはコノモノであってソノモノでないものとして特性付けられる(女であって男でなく、若いのであって年ではなく、嫌な感じであってかわいくない)。人はこれを"一目で"見て取る。コミュニケーションは、知覚を相当程度に脱同時化することを通じて成立する。コミュニケーションは、情報と伝達の区別を通じて進行させられるのであり、この単純化は情報処理の順次化によって購われなくてはならないのであるが、このときこの順次化によって、これはこれで、別種の複雑性が新たに構築され、つまり社会システムが形成される。

知覚とコミュニケーションの区別によって、次のようなことが主張されているのではない。つまり、人はある状況ではひたすらに知覚し、他の状況ではコミュニケーションしかしないという意味で、社会的状況がこの区別に応じて分化させられうるということは主張されていない。コミュニケーションなしにはいかなる社会的状況も成立しないし、他の人々が居合わせるときにはいつも、人はそれらの人びとを知覚してもいる(その限りでそれらの人びとは隠れてしまったのではない)。重要なのはひとえに、参加者達の意識のなす一つの区別なのであり、また、注意力の使用の重点なのである。もちろんコミュニケーションも知覚されなくてはならない。さもなくば、それは意識には近づきがたいものとなろう。しかしその知覚は、本質的に言語と結び付いた高度に特殊化された遂行である。言語的コミュニケーションの場合、情報と伝達の差異は実践的には無視しえない。そしてこの差異こそが、意

³⁶⁾ Niklas Luhmann, "Wahrnehmung und Kommunikation sexueller Interessen", S. 184

識に対して、単純な知覚に対してコミュニケーションを分化させる。ここには知覚 を導く区別の制約があるのだが、この制約をおかげで可能な自由が増大する。人は、 情報に反応できるし、あるいは、それが伝達されたということにも反応でき、そし てどちらの場合でも、積極的にも消極的にも、肯定的にも拒否的にも反応できる。 そのときこれはこれでまた、この増大によって、反応を瞬間に条件づけられた嗜好 から引き離し反応を多かれ少なかれ予期可能にする、もろもろの制約が強いられる。 そしてこれが、オートポイェティック・システムの形成の、社会システムの形成の 創発的次元の成果なのである。言語の否定しようのない意義にもかかわらず、言語 はそれだけでは、単純な知覚とコミュニケーションの分化の必然的な基準ではない。 そう、一方では非言語的行動も、知覚する人が伝達の意図を読み込み、そのことに よって伝達と情報の差異を読み込んで、これに対して自分の方でコミュニケーショ ンによって反応するならば、いつでもコミュニケーションでありうる。(中略) 他方 で言語的コミュニケーションも伝達されるべきものではなかったものとの関係では 知覚されうる。声の響きとか、話し手の物理的組み立てとか、言葉の選択に見て取 れる話し手の教育とかである。確かに言語はコミュニケーションが行われているこ とを争えなくするが、非言語的コミュニケーションの場合はなにかを「表すつもり」 であったことを人はいつでも争いうる。したがって言語はコミュニケーション・シ ステムの固有のオートポイエシスにとって、ほとんど不可欠である。というのは言 語がコミュニケーションに責任やアドレス、区別可能な諸エピソードを与えるから である。しかしこのことは、すべての社会的状況において重大なことは言語的コミ ュニケーションに移さなければならないということを意味するわけではない³プ。

以上のことをまとめておくと、

- ① 身体に根ざした知覚の次元にすでに<意味>は懐胎している。
- ② 知覚の次元でも、もろもろの区別を用いた観察は行われている。しかし、 それら多数の観察は、単純な知覚においては同時に生じている。もろもろの区 別が一挙に与えられているので、情報の処理(プロセッシング)は行われない。
- ③ ルーマンは、<思念・思念・・・・思念>という思念の再帰的連結をもっ

³⁷⁾ Niklas Luhmann...Wahrnehmung und Kommunikation sexueller Interessen". S. 185f.

て意識システムを存立ととらえ、<コミュニケーション・コミュニケーショ ン・・・・コミュニケーション>というコミュニケーションの再帰的連結をも って社会システムの存立と捉える。知覚に懐胎する<意味>は、思念やコミュ ニケーションの素材となる。逆に言えば、知覚に懐胎する同時に与えられた多 数の<意味>を順次化することで、意識システムや社会システムは成立する。 すなわち、意識システムと社会システムは時間化と同時に、そのことによって 成立する。

以上のことから、意識システムと社会システムの間には、両立性を介した形 での相互依存関係は存在することは理解できるように思われる。これが構造的 カップリングの概念でルーマンが言いたかったことであろう。しかし、それを 超えて、両者が万いの内容形成に万いに貢献し合うという事態 ― ルーマン が相互浸透の概念で言いたかったはずの事柄 ― はどのようにして成立する のかが、以上の限りではまだわかりにくい。そこでこの点について、節を改め て検討を続けよう。

第三節 意識システムと社会システムの相互浸透

ここでは、彼の形式/メディアという区別がポイントになる。重要なのは、 既存の自立的存在者をコミュニケーションや意識システムが単位として利用す るのではないということである。マトマリはコミュニケーションや思念の継起 のなかでそれと同時に成立する。すなわち、作動(コミュニケーションや思念) の生紀と同時に、意味空間(メディア)においてあるマトマリが際立たされる という変容が生じる(動的双相理論)。

ルーマンは、社会心理学者、F.ハイダーに示唆を受け³⁸⁾、「メディア」をルー スにカップリングされた諸要素、「形式」をタイトにカップリングへと組み合 わせたものと定義する390。

³⁸⁾ Vgl., Fritz Heider, Ding und Medium, 2004, Kulturverlag Kadmos.

³⁹⁾ GG1.S.198 (訳書1、218頁以下).

たとえば、音の現象は次のように説明される。この現象にとって、メディアとは空気である。空気もノッペリした対象ではなく、気体分子の集合である。通常はこれらの気体分子は自由に動き回っているので、それら相互の位置関係についてはルースなカップリングしか存在しない。しかし、ある楽器が振動すると、粗密波が発生する。粗密波が形成されるとは、気体分子がその波形に結集するということである。ここにそれら気体分子のタイトなカップリングが生じる。しかし一旦発生した粗密波は伝播してゆく。このとき、波形は維持されるけれども、それの素材たる気体分子は入れ替わってゆき、波の形だけが伝わってゆく。そして、その粗密波が人のところまで届いたとき、人はそれを、「その楽器か発した音」として認知する(「音」をその「楽器」に帰属させる)のである。

ルーマンは、これと類似の事態が、<意味>メディア上で、思念という作動やコミュニケーションという作動によって生じると考える。このような考え方は難解であるが、日常的な事例に即して考えてみれば、あながち荒唐無稽なものではないように思える。社会システムと意識システムの関係、それらと身体との関係という論点への接近という意味もこめて、ここまでのルーマンの理論を日常的な事例を素材に具象化してみよう。

たとえば、相手に見られていることを意識しながら不随意的運動とは異なる意図的なものとして腕時計に目をやるという振る舞いは、「もうあなたと話している時間はそれほどありません」というメッセージになる。その挙動を他の身体的状態と異なるマトマリとして際立たせることに失敗したならば、その時点でそのコミュニケーションは成立し損ねている。このような原初的場面ですでに、人間の身体の動静がたんなる物理的運動ではなく何らかの意味を帯びた現象でありうるという了解の空間、すなわち<意味>というメディアの空間が切り開かれていて初めて、コミュニケーションが成立する。

この間の事情は、形式/メディアの概念を使用するともっと詳細に説明できる。 ルーマンによれば、

<意味>は常に、出来事としてしかアクチュアル化されえないし、またこのことが生じるのは、多数のさらなるアクチュアル化を付帯現前する(appräsentieren)もろもろの地平においてであるから、瞬間において経験ないしコミュニケーションされる<意味>はどれも一個の形式である。すなわち、一つの区別のマーキングであり、その限りで決定された確定である⁴⁰⁾。

この場合は、その物体が相手の身体として際立っていることがまず前提とされる。そして、相手の身体の、目や腕は不随意にも動きうるが相手の意図に従って動くこともあるという了解が前提となる。こうして、相手の目のそのときどきの動きも腕のそのときどき動きも、それぞれが多様な意図の下で多様に動きうるという了解の地平のもとで、それらの可能性がアクチュアル化したものと理解される可能性がひらかれる。意図的とみえる目の連続的運動と意図的と見える腕の連続的運動のなかで、ある時点において、腕を顔に近づけるように動かすと同時に腕時計のほうに視線をやるという行動が、他の物事と区別される「腕時計を見やる」という一つの行動にまとめられる。

この場合、ある人に開ける<意味>の空間はノッペリとした対象性ではなく、すでにそれなりに分節されており、かつ分節された物事は、その物事の過去や未来の可能性を含蓄し、また、他の事物とへの指示関係を持っている。このような<意味>空間の状態が<意味>という「メディア」にあたり、そのメディアのなかの諸要素から一つに構成された「腕時計を見やる」という行動が、「形式」に当たる。

メディアと形式の区別はいたるところにある。空気という媒質のなかに意図 的に特定の音波を作り出すこと、紙の上に意図的に色調の変化を生み出し特定 の線が見えるようにすること。ここにも、メディアと形式の関係がある。さら に、いったんある言語圏のなかで音素の体系が成立すると、音素同士の順列は 無限に形成しうるようになる。その無限に可能な音素結合のなかから、特定の 結合が反復的に使用され特定の意味が結び付けられるようになると、単語が生

⁴⁰⁾ GG1,S.199 (訳書1、220頁).

じる。この場合は、無限の音素結合パターンがメディアであり、単語が形式である。このようにメディアと形式は相対的な概念である。

上記の腕時計・見・行為の場合も、それがそれとして構成される以前に立体的に重層化され流動化された<意味>の場が与えられていた。したがって、意味メディアの変容を観察するという場合、そこには意味層の区別とその相互関係の分析という輻輳した課題処理が含まれる。動的双相理論は、そのような多層同時的な意味メディアの変容過程を作動の連結過程と相即的に観察する理論である。このことを意識システムと社会システムの相互関係に留意しつつ、もう少し見ておこう。

コミュニケーションの際、複数の意識システムがそこに同時に参与している。 ここでルーマンにおいては、コミュニケーションや意識の要素は自立的存在者 ではなく、その都度メディアの上に産出されたマトマリであることに注意する 必要がある。A氏が腕時計を見る→B氏が窓から暮れかかる街角を見やり「お や、もうこんな時間か」とつぶやき、「そろそろお暇を」と言う→A氏が「や、 これはまた、お構いもしませんで」と言う、という一連のコミュニケーション 過程を考えてみよう。

このA氏のなかでは、「そろそろ話を切り上げなければ」 → 「しかしそれは露骨には言いにくい」 → 「腕時計を見れば察してくれるかな」 → 「腕時計を見てみよう」 → 「今、『私(A氏)は腕時計を見た』」 → 「あ、相手も『A氏が腕時計を見た』 を見ているらしい」 → 「『そろそろお暇を』と言った」 → 「察してもらえたらしい」という思念の連続がある。B氏のなかでは、「あれ、この人は腕時計を見た」 → 「この『腕時計を見た』は、もう時間がないことを意味するのだろう」 → 「この人がたんなるアクションでそれを示したということは、話の打ち切りは自分の方から言い出さなければならないな」 → 「『そろそろお暇を』と言おう」 → 「『そろそろお暇を』と言った」 → 「この人は『お構いもしませんで』と言った」 → 「やはりこの人も話を打ち切るタイミングだと思っていたのだ」 → 「暇乞いをして正解だった」という思念の連続があるだろう。

このとき、腕時計を見るという一個の自立的事態が両者から別様に認識されていると考えてはならない。腕時計を見た側では、腕時計を見るという行為は

肩の筋肉を緊張させたときにはすでに始まっているだろう。相手側にとってそれは、この人が腕時計に視線をやったときにはじまったに違いない。両者がく意味>メディア上に作り出したマトマリは、素材は大幅に重なるものの、異なったものなのであり、この異なったものに、「腕時計 - 見 - 行為」という同一の意味があてがわれているのである。また、この事例では、「腕時計 - 見 - 行為」が存続した時間の巾はA氏におけるそれのほうがB氏におけるそれよりも長いということになろう。

これをコミュニケーション過程として見た場合はまた事情が異なる。「腕時計・見・行為はある人が相手方に話を打ち切りたいという意図を持ってなされた」→「相手方はその意図を理解したがゆえに、『そろそろお暇を』と言った」→「このある人はこの発言をもって話を打ち切るべき時期になったことについて相互理解が成立したと認識したがゆえに、『お構いもしませんで』と言った」というコミュニケーションの連続がある。では、腕時計・見・行為はいつ始まったのか。コミュニケーションの観点からいえば、その前の発言の途絶えた後、『そろそろお暇を』の前、とだけ特定されればよく、それ以上の細分化は通常は意味がない。すなわち、腕時計・見・行為を支える素材は、コミュニケーション当事者からみたそれよりも、茫漠と広がっているのである。

このような事例分析を踏まえてみれば、ルーマンが

意識システムは、それが参与しているコミュニケーションよりもいつも素早く多面的に動き回る。意識システムは、継続中のコミュニケーションの周りを思考の中で廻る。意識システムは、同時にはコミュニケーションされえない仕方で、他の物事を、つまり、既に言われたことや言われないこと、どんな場合でも言ってはならないことを、回顧的に把握したり先取り的に把握したりする41。

というのも納得できよう。

この例では、二つの意識システムとひとつのコミュニケーション・システム

⁴¹⁾ Niklas Luhmann, "Wahrnehmung und Kommunikation sexueller Interessen", S. 189

がある。さて、作動に着目すると、ある人の意識のなかではその人の思念同士 のみが連結し、相手側の意識のなかでは相手側の思念同士のみが連結している。 そしてコミュニケーションのなかではコミュニケーション的事態同士のみが連 結している。そこでこれらのシステムは作動上閉じていると言ってよい。その 意味で、オートポイェティック・システムの作動上の閉鎖性は破られていない。 しかし、それらのシステムの作動と相即的なメディアの変容に着目すると別 の事柄が見えてくる。ここでルーマンが、

システムにおいて作動上の接続能力を有しているのはメディア基体ではなく、形式 だけなのである⁴²⁾

といっているのにも注意が必要である。A氏の思念の連鎖のなかにも、B氏の思念の連鎖のなかにも、両者のコミュニケーションの連鎖の中にも、「A氏が腕時計を見た」という意味形象が存在している。が、しかし、その意味形象がそれに対応する知覚という素材に支えられているのは、おのおのその事態の成立した時点だけのことである。その時点の前後でも、A氏B氏の思念の流れにおいて、また、両者のコミュニケーションの流れにおいて、『A氏が腕時計を見た』は反復使用されているが、その時には、知覚の裏づけは存在しない。これはあたかも、楽器の弦において、弦という硬いものと空気というやわらかいもの(メディア)の接触において作り出された波形が、そして固いものとの接触を欠いた波形が、メディア上の担い手を変えながら伝播してゆくのに似ている。本項において、オートポイェティック・システムの作動を波動モデルで捉えるゆえんである。

ここで再び、この知覚に裏付けられた『A氏が腕時計を見た』も、A氏の意識、B氏の意識、両者のコミュニケーションにおいて、それ自体としては同一物ではなかったことを思い起こす必要がある。したがって、厳密に言えば、A氏の意識とB氏の意識と両者のコミュニケーションのおのおのの作動が、同一

⁴²⁾ GG1,S.201 (訳書1、222頁).

の『A氏が腕時計を見た』を共有するとは言えない。だから、A氏の思念の流れもB氏の思念の流れも、また、コミュニケーションも、『A氏が腕時計を見た』を含むとはいえ、おのおのが〈意味の閉域〉をなすといえよう。むしろ、それら〈意味の閉域〉が同一の意味メディア上で重合したことによって構成されたのが一個同一的事態としての腕時計一見一行為であるといえよう。あるいは、波動の比喩を用いて言えば、腕時計・見・行為という同一的事態は、二つの意識システムの波動とひとつの社会システムのコミュニケーションの波動という異なった起点をもつ複数の波動が同じ〈意味〉メディアの上で生起し重合したところに成立した、合成波と見られる。

したがって、先に『社会システム理論』から引用した、

相互浸透という概念は、要素における交差ばかりでなく、要素の選択的構成に対する相互的な貢献をも特徴づけることになる。この相互的貢献によって結果的にそのような交差が生じることになるのだ。

というテーゼもこのような意味において理解されるべきであろう。

ただしかし、コミュニケーションと意識システムに(作動上のではなくメディア上の)「交差」が生じるというだけでは、コミュニケーションが有意義に行われる仕組みが理解できるわけではないだろう。ここで参考になるのが、

意識システムとコミュニケーション・システムのカップリングとしてシンボルが意味するのは、両方側から見て同一のものと扱われる一つの差異が存在しているということだけである⁴³。

これをA氏とB氏の例に当てはまれば次のようになろうか。両者の間には各人の意識過程には還元されないコミュニケーションの空間が成立しており、そのコミュニケーション空間内部の意味メディアの変容の一つとしてB氏によっ

⁴³⁾ GG1,S.112 (訳書1、115頁).

て見られたA氏の腕時計 - 見 - 行為が成立し、その腕時計 - 見 - 行為が、A氏、B氏の意識システムの作動のどちらからも一個同一の出来事として「指示」されているという了解が、A氏とB氏双方の意識システムにおいて成立している。そしてさらに、そのコミュニケーション空間における腕時計 - 見 - 行為は、A氏の意識システムの作動におけるそれと、また、B氏の意識システムの作動におけるそれと、同一化可能なものであるという了解も成立している。さらに、AB両者間に張られるコミュニケーション空間において構成された腕時計 - 見 - 行為は、「もう時間がありませんのでお話を切り上げたいです」というAの内心を指示するものだという了解も成立している。

この例では、A氏の腕時計 - 見 - 行為がA氏の「もう時間がない」という内心を表す記号、シンボルとして機能している。もちろん、人間が使用するもっとも組織だったシンボルの体系が言語である。したがって、

この意味で、言語的一般化(=再利用可能性)は、言語の記号性を前提にしている。 すなわち、意識とコミュニケーションにおいて指示するもの(言葉)を指示される もの(事物)から区別する能力である⁴⁴。

ということになる。

以上のような事態を一般的に表現するために、ここで「同一化的指示」という用語を導入することにしたい。同一化的指示とは、あるシステムが、指示対象を、他の何らかのシステムからも同一のモノであるという意味付けのもとで指示することである。してみると、かみあったコミュニケーションの成立には、コミュニケーション当事者たちの意識システムからの同一化的指示が必要であることになる。もちろん、誤解やズレはコミュニケーションに付きものであるが、しかし、同一化的指示の試みすらいっさいなされないとすれば、そのコミュニケーションは実践的にはポイントを欠いたものになるであろう。

もちろん突き放して言えば、同一化的指示の対象は、関連するシステムたち

⁴⁴⁾ GG1,S.112 (訳書1、115頁以下).

の作動に先立って存在しているのか、それとも複数システムからの同一化的指 示の効果としてまさに「同一的」なものとして成立するのかという問題を提起 することはできる。これはかなり根本的な理論的選択であり、ルーマン自身は、 既述のところから明らかなように後者の立場に好意的である。一見したところ ではひどくトリッキーな立場選択のように思えるが、前記の腕時計・見・行為 の例ではどうであろうか。A.B.両者のコミュニケーションからのそれぞれ の指示以前に、連続的なAの挙動の変化の中にそれ自体として腕時計 - 見 - 行 為が存在していると見る根拠は乏しいように思われる。また、それぞれのシス テムにおいて「同じ | 腕時計 - 見 - 行為とされている事態は、先に見たように、 第三者的物理的には、それぞれのシステムごとに異なるのであった。とすれば、 同一化的指示以前の指示対象の独立自存性を承認するならば、関係システムの 一つだけが正しく指示し、他のシステムは誤ったないし不正確な指示をしてい ると解するか、あるいは、すべての関係システムが誤ったないし不正確な指示 をしていると解釈することになる。しかしこれはいかにも不自然な解釈であろ う。本稿では、同一の指示対象はまさに複数のシステムからの同一化的指示の 錯綜として成立するという理解もあながち荒唐無稽なものではないということ だけを確認して、先を急ごう。

さて、意味メディアの同時重層的変容の内在的分析は、ルーマン派のなかで もまだ十分に行われているとは言えない。しかし、以上のように考えるならば、

- ①意識システムと社会システムは作動において区別される。
- ②そればかりでなく、意識システムと社会システムはそれぞれ<意味の閉域>をなし意味空間としても区別される。
- ③意識システムも社会システムも<意味>処理の時間化とともに、そのことによって成立するのであったが、意識システムと社会システムは別個の時間性をもつ。
- ④それにもかかわらず、意識システムと社会システムの間には相互浸透の関係が存在する。この相互浸透というのは、厳密には一方の内容が他方に流入するという形で生じるのではない。複数のシステムが、〈意味〉メディア上で同一化的指示を交差させることで、両方のシステムから見て同一の事態と

=

みなされる錯綜態を構成することにより、生じるのである。また、このようなことを通じて、関係システムそれぞれの内容は豊富化されることになる。 という、要約してしまえば矛盾と見えかねない事態も、事柄それ自体としては 十分に成立しうることがわかる。

第四節 社会システム同士の関係

― カップリングの諸類型と相互浸透

(1) 前節で意識システムと社会システムの構造的カップリング、相互浸透について見た。本節では、社会システム同士の関係について検討する。ルーマンにおいては、社会システム間関係も、構造的カップリングの概念で語られることが圧倒的に多い。しかし仔細に見ると、ルーマンは構造的カップリング以外の類型の影響関係も認めている。また、独立の類型としてルーマンが取り立てて指摘することはないが、彼の理論構成から必然的に導かれる社会システム関係も存在する。そこでまず概念の整理をしておこう。

まずルーマンの言うことを聞こう。彼は『社会の法』の「構造的カップリング」の章の冒頭部で次のように述べている。

それ(構造的カップリングという概念:毛利)は、作動上のカップリング(諸作動 による諸作動のカップリング)の反対概念として、そのように呼ばれる。(中略)

作動上のカップリングには二つの種類がある。ひとつはオートポイエシスである。それは、システムの作動を通じてのシステムの作動の産出に存する。もう一つは、システムと環境の、いつも前提とされねばならない同時性に基礎をもつ。これによって可能になるのは、システムの作動が、システムが環境に帰すような作動と瞬間的にカップリングされることである。したがって例えば、支払によって債務を履行したり、法律の発布によって政治的コンセンサス/非コンセンサスをシンボル化したりする可能性が生まれる。しかし、このような同一化を通じたシステムと環境との作動上のカップリングは、出来事の時間の巾でだけ可能であるにすぎない。この

ようなカップリングは持続しないし、また、同一化のある種の両義性に依拠してもいる。というのは、基本的に個別の出来事の同一性は、つねに個別のシステムの再帰的ネットワークを通じて産出されるからである。したがって支払は、貨幣の再利用可能性の観点で経済的に見た場合、それによって引き起こされる法状態の変化の観点で法的に見たものとは、全くの別物なのである。

一方、構造的カップリングについて語りうるのは、システムが、環境の持つ一定の特質を継続的に前提とし、またそれに構造的に依拠しているときである⁴⁵⁾。

このようにルーマンは、カップリングを作動上のカップリングと構造的カップリングとに分け、前者をオートポイエシスと「両義的な同一化」によるものに分けている。しかし、これはオートポイエシス理論そのもの帰結ではないことに注意する必要がある。このようなズレが生じた背景には、本来のオートポイエシス論と社会学の伝統で、「構造」の概念の受け止め方が異なるという事情がある。本来のオートポイエシス論では、瞬間ごとの要素の配置が「構造」と呼ばれる。すなわち、「構造」は瞬間ごとに翩々たる変化を繰り返すことになる⁴⁶⁾。これに対して、社会学では特定の社会全体において、あるいは特定の社会システムにおいて、相当程度の期間にわたって安定的な諸要素間の関係の一定のパターンを指して、「構造」ということが多い。

さて、本来のオートポイエシス論が注目したのは、前々節で見たように同一メディア上に創発する場合には、複数のシステム間で、両者の存続の両立性の条件を介して、おのおのの作動に制約が課されるという事態であった。一方のシステムの作動は、メディアに影響を与えるので、そのメディアを使用する他方のシステムの作動の可能性の範囲に影響を与える。そして、あるシステムの「構造」は、当該システムの作動を通じて形成されるので、複数のシステムが同一メディア上に並存すれば、長期的には、一方のシステムの作動の歴史 一それはそのシステムの構造の歴史と相即的である 一 は、他方のシステムの構造の展開史に、持続的な影響を与えることになる。これが、本来のオートポ

⁴⁵⁾ Luhmann, RG, S, 440f (訳書1、577-578頁).

⁴⁶⁾ Cf., Varela, Principles of Biological Autonomy.

イエシス論にいう「構造的ドリフト」である470。

ところで、ルーマンが作動上のカップリングに分類した、「両義的な同一化」によるシステム間関係は、社会的な<意味>の世界で生じることを前提とする。したがって、生物学の分野で発達した本来のオートポイエシス論には存在しないものである。むしろこれは、意識システムと社会システムの関係における、「同一化的指示」を通じての相互浸透に相当するものであり、この関係においてはこれこそが、構造的カップリングと呼ばれていたのであった。

このような背景を考慮に入れると、ルーマンとしては、むしろ本来のオートポイエシス論と同様に、オートポイェティック・システム間を全て構造的カップリングの概念で捉えることも可能であったはずである。つまり、この広い意味でも構造的カップリング関係を、「両義的同一化」による個別の出来事次元と、複数システムのおのおのの相対的に安定的な構造同士の関係の次元で考察するということも可能であったはずである。

また、ルーマンの用語法の稚拙さも指摘されねばならない。「作動上のカップリング」が構造的カップリングと対比される場合、オートポイエシスが自然に連想されるのであって、そこに「両義的同一化」によるものが含まれるとはわかりにくい。かなり誤解を誘発する言い方であるといえよう。そこで本稿では、オートポイエシスでないところの「作動上のカップリング」を、差し当たりは「重合」と呼ぶことにしよう。

ルーマン自身の論述のウエイトは、狭い意味での「構造的カップリング」と「重合」では、圧倒的に前者に置かれている。しかし、理論上は後者が基底的な位置を占めることも確認されねばならない。ルーマンは、複数の社会システム間に構造的カップリングが生じる条件として、それらシステムの「同期化」があると指摘する⁴⁸⁾。だが、複数システムの同期化がまさに必要になるのは、それらのシステムが同一化的指示を通じて、一個同一の事態を成立させる時である。したがって、ルーマンも理論的には、狭い意味での構造的カップリングのミクロな基礎として、「重合」を位置づけていることになる。さらに、それ

⁴⁷⁾ Cf., Varela, Principles of Biological Autonomy.

⁴⁸⁾ Vgl., RG, S. 443 (訳書2、581頁).

ぞれのシステムの「構造」は、それぞれのシステムの作動によって再帰的に再生産されその再生産のなかで変化していくというのが、ルーマンの公式見解なのであるから、複数のシステムの「構造」が共変化するという事態の主たるルートは⁴⁹⁾、それらのシステムの作動が同一メディア上で「重合」することの反復であるはずである。

そして、ルーマンの言う狭い意味での構造的カップリングの場合も、重合の場合も、やはり、相互の内容の豊富化という観点からは、「相互浸透」があるという言い方ができる⁵⁰⁾。いずれにせよ我々としては、ルーマンにおいては、オートポイエシス論の発想と社会学の伝統が干渉しあって、概念形成に歪みが生じていることを承知しておく必要があろう。

最後に、前節で意識システムと社会システムの相互浸透という現象をルーマン理論の枠内でも積極的に説明できることを確認した以上、上記のものとは別にトリビアルに説明できる社会システム間関係が存在することも指摘しておかねばならない。なぜならば、複数のシステムに仮に交互にではあれ参与する意識システムが一つでも存在するならば、その意識システムを介して社会システム同士の間でも結果として相互浸透が生じてしまうからである。

以上を相互浸透という観点からまとめると、次のようになろう。

- ①複数の社会システム間には、個別の出来事において重合すること、および、 それらに参与する意識システムを通じて、相互浸透が生じる。
- ②そうした相互浸透の結果として、長期的には、複数の社会システムのおのおのの構造に、相関的な変化が生じる。
- (2) こうしてみると、個別の出来事における重合がいかにして生じているのかが、重要な問題になるはずである。ただ、ルーマン自身は原理的指摘を断片的に行っているだけなので、この点についてはわれわれの方で解釈を加える必要がある。もっとも、このタイプのものは、ルーマンの言い方だと両義的な同

九 49) ここで「主たる」と限定したのは、直ぐ後で述べるように、複数のシステムの間の相互 浸透は、それらに関与する意識システムを介してのものもあると、理論上は解さなけれ ばならないからである。

⁵⁰⁾ ルーマン自身も社会システム間の関係について「相互浸透」の概念を用いることがある。 Vgl., Luhmann, RG, S. 89f(訳書1、92-93頁).

一化、本稿の前節で採用した言い方だと「同一化的指示」によるのであるから、 基本的には、意識システムと社会システムの間のそれと同様に考えることがで きるはずである。

あらかじめ断っておくと、コミュニケーションの重なりあいを積極的に認める解釈は、ルーマン派のなかでも必ずしも一般的ではない。しかし本稿は、第一に、このような解釈はルーマンの理論の基本的な組み立ての観点から自然に導かれることであるし、第二に、このような解釈をとることで構造的カップリングや相互浸透という概念を経験的に使用する手がかりが得られるということから、このような解釈を採用する。

コミュニケーションの重なりという事態は、やはり近年のルーマン理論のなかで重要性を増してきた形式/メディアという対概念から自然に導かれる。一般にコミュニケーションとは、一連の連続体(メディア)のなかに何らかのカタマリが作り出されソレとして認知されることを前提として成立する。この際ポイントは、既存の自立的存在者をコミュニケーションが利用するのではないということである。マトマリはコミュニケーションのなかでそれと同時に成立する。

ここでも、相手に見られていることを意識しながら不随意的運動とは異なる意図的なものとして腕時計に目をやるという振る舞いを例にとろう。その振る舞いは、「もうあなたと話している時間はそれほどありません」というメッセージになる。その挙動を他の身体的状態と異なるマトマリとして際立たせることに失敗したならば、その時点でそのコミュニケーションは成立し損ねている。いわばコミュニケーションは、媒質的基体(mediales Substrat)に形(Form)を押し付けるというかたちで、単位を「上」から形成している。であるならば、別のコミュニケーションが別の文脈で同じ媒質的基体からほぼ同じマトマリを形成して利用することも可能である。たとえば、さきのどの腕時計に目をやるという振る舞いは横に居る人に対する目配せと一体になってその人にたいする「この人は本当に空気が読めないんだから」というメッセージになるだろう。

空気という媒質のなかに意図的に特定の音波を作り出すこと、紙の上に意図 的に色調の変化を生み出し特定の線が見えるようにすること。ここにも、メデ ィアと形式の関係がある。さらに、いったんある言語圏のなかで音素の体系が成立すると、音素同士の順列は無限に形成しうるようになる。その無限の音素結合のなかから、特定の結合が反復的に使用され特定の意味が結び付けられるようになると、単語が生じる。この場合は、無限の音素結合パターンがメディアであり、単語が形式である。このようにメディアと形式は相対的な概念である。

ある一単位のコミュニケーションをうけて別のコミュニケーションが続くとき、まえのコミュニケーションで成立したマトマリは後続のコミュニケーションのなかでコメントを付されたり否定されたり他の意味形象の一部として取り込まれたりする。これは、一旦成立したマトマリが別のメディアを利用しつつその形を伝播させていくことに喩えられる。コミュニケーションの波動モデルを使用するゆえんである。

さて、ここでも同じマトマリが二つの役割を果たすということを、自立的存在者の二つの側面と理解してはならない。このようなことでよいのなら、T.パーソンズの分析的実在論でも言えたことである⁵¹⁾。複数のコミュニケーションの素材となることは媒質的基体のほうには複数の方向からストレインがかかることでもあるから、形成されたマトマリにはきしみが生じることもある。たとえば先の例では腕時計を見やる振る舞いはどこかわざとらしい色合いを持ってしまい、目の前の人にはからずも嫌味な印象を与えてしまうかもしれない。また、横に居る人に対しては、目の前に居る人は自分たちの親密関係の外部の人であり、この3人での時間は親密関係を構成しないという意味づけを帯びるかもしれない。

このように一般に、複数のコミュニケーションが重合するとき、それぞれのコミュニケーションの意味内容は、そのときどきの他方のコミュニケーションの文脈に影響されざるをえない。これがルーマンの意味での相互浸透であり、こういう意味での相互浸透はコミュニケーションの重合が起こるとき不可避的に生じてしまう。ところで、ここであげた例は短期間に生成消滅してしまう社

⁵¹⁾ Vgl., Richard Münch, Risikopolitik, 1996, Suhrkamp.

会システムだが、長期間存続するシステムには他のシステムと重合する場面が 反復的に繰り返されるように構造化されている場合がある。たとえば国会にお ける立法は、法システムと政治システムの重合が定型的に反復して繰り返され るようにそれぞれのシステムにおいて構造化されている例である⁵²⁾。このよう に複数のシステムにおいて重合が構造化されているとき、ルーマン的な意味で、 それらのシステムはその重合の場所において構造的にカップリングしていると いうことになる。複数のシステム間に構造的カップリングが生じているとき、 重合の場面で現にコミュニケーションの交差が生じる限りで、それらのシステムの間で相互浸透が生じる。たとえば、立法において政治的決定は法規範の内 容の一部となり、他方、憲法違反の立法は無効であることから、政治的意思決 定への憲法価値の浸透が生じる。

(3) このように、本稿の解釈では、社会システム同士の「重合」という事態を積極的に認める必要がある。コミュニケーションを波動に喩えるなら、人々はそれら波動がさまざまに重合して生じるザワメキの内に生きていることになる。そして実際、ルーマン自身は、もろもろのコミュニケーションのザワメキ(Geräusch)という表現を使う場合もあるし⁵³、複数システムの重なりということを口にしないわけではない。けれどもむしろ、おのおののシステムにおいてコミュニケーションの流れは粛々と(geräuschlos)経過するということを強調することの方が多い⁵⁴。したがって本款の解釈には正当化が必要である。

この点については、やはり波動の比喩で考えるとわかりやすいだろう。同じ 方向の波動が重なり合うと複雑な波形が生じる。しかし、逆に複雑な波形は、 純粋な波動の合成波として分析できる。重なる瞬間にはさまざまに干渉模様が 生じるが、すれ違ったあと、それぞれの波動の波形はそれ以前と変わらない。 したがって、さまざまな波動が織り成す複雑な波形や、干渉模様を分析するに

⁵²⁾ 以下については憲法による法と政治の構造的カップリングについて、vgl., Luhmann, RG, S. 468ff (訳書2、607頁以下).

⁵³⁾ Niklas Luhmann, "Verfassung als evolutionare Errungschaft", 1990, Rechtshistorisches Journal Vol.9, S.202.

⁵⁴⁾ Vgl., Giancarlo Corsi, ""Geräuschlos und unbemerkt": Zur Paradoxie strukturellr Kopplung", 2001, Soziale Systeme 7, Heft 2, S. 253-266.

は、まずは、それらのもとになる純粋な波動を取り出さなければならない。それら純粋な波動は、それだけを取り出してみれば、もちろん粛々と進むのである。また、ここでは繰り返さないけれども、意識システムと社会システムの相互浸透を検討した前節で検討したように、このような意味での「重合」を認めたとしても、オートポイエシス概念に矛盾することにはならない。

本稿の採用する解釈では、ルーマンがコミュニケーションの粛々さを強調した背景には、一方では、複雑な波動の重なりを分析するにはまずは純粋な波動を取り出すことを先行させなければならないという方法的考慮がある。また、全体社会の一般理論を志向したルーマンは複雑な波動の重なり合いの分析は、法その他の個別領域の理論家の仕事であるという判断を、しているようにも思われる。

もちろん、コミュニケーションの波動に重なり合いを観念しうるということから、それを法秩序論でも重視すべきである結論は当然には帰結しない。およそ一般に、法と他の社会領域との関係を把握するのに、それらが相互外在的に存立すると観念した上で、それらの関係を問うという方向も理論的には充分に可能であろう。どちらのアプローチを採用するかは、法秩序論になにを期待するかによって決められるべきことであるだろう。

社会システム同士の関係については、相互分離的なイメージでとらえる見解と重合的なイメージでとらえる見解が対立している。従来、ルーマン派システム論は相互外在説として解釈されることが多かった⁵⁵⁾。それも作動中心主義的システム概念に立つ限りおかしなことではない。それぞれのシステムの作動は再帰的に閉鎖しているとされるのであるから、そのような印象はむしろ自然なものであろう。しかし、ルーマン派システム論が重合説に立っているとすれば、従来のルーマン像はいくつかの点で修正されねばならない。

複数の社会システムの波動が重合して社会的世界が構成されるのであれば、 それを経験する生身の人間にとって、それはザワメキとして経験されることに なる。これは、ルーマンの描く社会があまりにも静謐なものであるという理解

⁵⁵⁾ Gunther Teubner, Recht als autopoietisches System, 1989, Suhrkamp (土方透・野崎和 義訳『オートポイエシス・システムとしての法』1994、未来社)が代表的である。

に反する。

次に、ルーマンのシステム論は制御理論であるという一般的理解が修正される。制御とは、あるモノのふるまいが原因となって他のモノの一定のふるまいを引き起こすことであるから、因果関係を前提とする。あるモノの振る舞いと他のモノのふるまいが相互外在的に存在し得なくてはならない。相互外在性を認めるならば、容易にある社会システムが他の社会システムを制御するという関係を認めることができる。しかし、それに対して、重合説によれば、社会システム間の関係は基本的に因果関係ではない。重合イメージでは社会システム同士の関係は基本的には制御関係ではないことになる。

H.ヴィルケ、G.トイプナー、K-H.ラドゥーアらは、広い意味でのルーマン派システム論者であるように位置づけられることも多いが、システム間重合に重要な位置を与えていない。純正のルーマン派の論者からは、彼らが制御論者として、ルーマン派とは異なるとされるのも故なしとしない⁵⁶⁾。

しかしなによりも、両者の違いは、生身の人間と法秩序・その他の社会領域の関係の捉え方に現れる。コミュニケーションの波動の重なりを認めるということは、その重なりの場に居合わせる生身の人間にとって、その重なりがザワメキとして経験されるということを焦点化することである。たとえば、あなたが今ここで、買えばエコポイントをもらえる電気製品を買うかどうかを迷っているとしよう。いまのあなたの財布の状態は経済的コミュニケーションの結果としてあり、その店がその商品を売る権限を有していることは法的コミュニケーションの結果としてあり、買えばエコポイントをもらえることは政治的コミュニケーションの結果としてある。しかもそこは、あなたと店員の相互行為というコミュニケーションも重なっている。あなたの悩みの場は複数のコミュニケーションの重なり合う場であり、いくつもの<声>がザワメいている。そのザワメキのなかからエコ商品を買いましょうという声を聞き取ることもできればそれを気にしないこともできる。そしてあなたの悩みの中の決定は、新たな多方面へのコミュニケーションの波動の起点となって、社会のどこかで誰かに

⁵⁶⁾ Klaus Peter Japp, "Risikoreflexion - Beobachtung der Gesellschaft im Recht", S. 240ff, in: Alfons Bora (Hrg.), Rechtliches Risikomanagement, 1999, Duncker & Humblot.

よってまた、ザワメキを構成する一つの波動として経験されることになる。

社会のなかで、しかも、ときには相互行為の網の目や、所属する組織のしが らみのなかにいて、揺らぎながら日々の決定を行う人々の運命、そしてまた、 それらの人々の決定がネットワーク化して再び個々の人間の運命に作用すると いう消息、こういうことにすべての人が関心を持つとは限らないだろう。そう いう関心を持たない人にとってはおそらく、ルーマンの理論はどこかポイント を欠き不必要に複雑であるものに映るのではないだろうか⁵⁷⁾。だから、ルーマ ン派システム論においてコミュニケーションの波動の重合ということが理論的 には認められるとしても、それをことさら重視して解釈すべきかは、ルーマン 理論から何を汲み取りたいかの態度決定に依存することになる。本稿の冒頭で 述べたように、法秩序論は法秩序と人々の生活の関係の究明を重要な課題の一 斑としている。そして法秩序と人々の生活との関係を問うとき、そこに、法秩 序とその他の社会領域と上記のようなかかわりを人々がどのように経験してい るかという相を射程に取り込めないのならば、それはずいぶん魅力を欠くもの になるように、私には思われる。そこで次に節をあらためて、ルーマンの理論 装置を導入したならば法秩序論の構図はどのように描かれることになるのかを 検討しよう。

第五節 法秩序の重畳的動態構造

第一款 自然的感覚単位と理論的分析単位

ルーマンの理論はシステム論の一種であることは自他ともに認めるところである。そこから、ルーマンにおける法秩序論はすなわち法システム論であろうとする推論はごく自然なものに思えるし、圧倒的に多くの論者が無意識にこの

⁵⁷⁾ だから、別の時と場所で定立された法が今ここのこの私に妥当するという経験を、不思議と思わない人には、ルーマンの理論は魅力がないだろう。この特殊な法の経験に焦点をあててルーマンの法理論の全体像を解明したものに、土方透『法という現象』ミネルヴァ書房2007年がある。

=

観点をとっている。しかしここには論点先取がある⁵⁸⁾。

法にかかわる者たちは、法というものをある種秩序だったものとして、日常的な認知態度で、一個の単位(Einheit)として表象する。しかし一般的に言って、理論的営みにおいて自然的認知単位が理論的にも分析単位とされるべきであるかは一概には言えない。

では、ルーマン理論においてはどうか。この問題については、ルーマン自身も集中的に論じたことはないようであり、いままで解釈者たちもあまり論じてこなかった。本稿の採用する解釈は、次のとおりである。すなわち、ルーマン理論において法秩序の解明が目指される場合、出発点として、問題ごとに適切な、場合によっては複数のシステム・レファランスが取られる(複数のシステムを言及対象として取り上げる)のであり、いわゆる法システムはたしかにたいていの場合に採用されるレファランスであるが、可能なレファランスの一つであるにすぎない。

しかし、自然的態度で認知される単位を分析単位としないとすれば、次に、 どのように分析単位を設定するのかという問題が生じる。本稿の採用する解釈 では、ルーマンのシステム論がシステム実在論であることの意味の一つがここ にある⁵⁹⁾。すなわち、外部的観察者⁶⁰⁾ の認知に権利上先だってシステムは実在 する。したがって観察者(この場合、法理論家)は、自己の関心対象を重要な 点で構成するところの、場合によっては多数のシステムのなかから、観察に有

⁵⁸⁾ 本書では後述するように「法システム」だけを対象とするわけではないが、ルーマンの「法システム」の概念が重要であることに変わりはない。ルーマンの「法システム」の最終的形態は『社会の法』に見ることができるが、この書物の丁寧な紹介(とそれに依拠したオリジナルな理論展開)として、福井康太『法理論のルーマン』勁草書房2002年がある。最近では、ルーマンを単純にテクノクラートのイデオローグとみなすことはできないということに多くの人が気づいている。しかし、では旧来の理解の何処が誤っていたのかとなると、曖昧なままにされていることが多い。ルーマンの基本概念にまで遡ってこの点を明確にしているものとして、馬場靖雄『ルーマンの社会理論』2001年勁草書房を揚げておきたい。

⁶⁰⁾ 内部的観察者なしにおよそ社会システムが存在しうるかは怪しい。

<u>=</u>

意なシステムを好きなだけ、あるいは、可能なだけ、選び出せばよいのである。とくにオートポイエシス論への転回後のルーマンは、自己言及的作動によってシステムは存在し始めると考えていた。ここに、実在するシステムの一般的存在様式が取り出されたことになる⁶¹⁾。すなわち、ここに分析単位の一般的な指定方法が与えられたことになる。

前節では、ルーマン派システム論によって、あれこれの社会現象を多数の社会システムが折り重なって作動する、複雑でダイナミックな複合現象として分析する視点が切り開かれたことを確認した。そして今、法秩序をばなんらかの一個の社会システムからなるものという想定に立つ必要はないことも明らかになった。したがって、ここで波動の比喩を用いるならば、法秩序とは、多様な社会システムたちの波動の複雑な重なり合いであり、また、それらの波動が周辺に巻き起こす渦であり、また、それらの波動を引き起こす諸主体の行動であるということになろう。

こうして本書は、「多様でふくらみのある法秩序を、法/不法の二元コードに切り縮める形式主義的な理論」という、ありがちなルーマン解釈からきっぱりと身を引き離すことになる。そればかりではない。ばくぜんと「法」を一体的秩序として分析するよりも、文脈に応じてシステム・レファランスを替えたり、場合によっては多重的システム・レファランスを取るようにした方が、より精度の高い分析ができるようになるだろう。

⁶¹⁾ オートポイエシス論は、自己言及的システムをある意味で実在すると考えているが、逆に、存在するシステムはすべてオートポイェティック・システムと言えるかについては、明確でない。したがって、オートポイェティック・システムだけを分析対象とすることで、分析に偏りが生じないかという疑問が生じることになる。ちなみに、初期ルーマンでは、複雑性の落差のあるところがシステムの存在するところであった。しかし、複雑性の落差を経験的に同定することは、自己言及的作動の存在にかんしてそうするよりも困難であるように思われる。複雑性の程度は、要素の数及び諸要素の関係の数で規定されるが、しかし、それらをどの経験的観察者が一挙に観察できるのだろうか。また、システム境界の内外で複雑性の落差があればそこにシステムがあると認定されるが、しかし、システム実在論的発想に立てば、複雑性の落差をもってシステム境界が認定されるのではないか。ここには循環があるように思われる。

第二款 法秩序を構成する諸システム

では、法秩序論においては、どのような社会システムたちが参照されることになるだろうか。しかし、この論点については、ルーマンのシステム論から一義的な回答は導き出せない。どのような社会システムたちが「法」という社会領域を構成するのかは、それを一個の問題領域と感じて生きる人びとが実践において決めていることであり、また、そのようにして定まる「法」に実践的にかかわる法律家などが考えることであろう。ルーマンは、ただ、実在するあれこれの社会システムとそれらの相互関係の分析を研ぎ澄ますだけのことである。

私自身は、法秩序を構成する社会システムを一義的に理論的に確定するというよりも、法理論的問題ごとに関連する社会システムをその都度とりあげる問題志向的アプローチに親近感を覚える。そこで本稿ではごく一般的に、従来の法秩序論のなかで念頭に置かれてきた諸現象⁶²¹、および、ルーマンが法を主題的に論じた諸論考で分析対象にした社会システムを参考に、法秩序を研究対象とする場合に、しばしば論及対象になる社会システムをピックアップしておきたい。

ますそのためには、ここでもルーマンの用語法のブレを確認し、概念の整理を行っておく必要がある。彼が"法""法システム"という場合、文脈に違いに応じ、次のような多種多様なものが念頭に置かれている。

①全体社会の構造としての「法」⁶³⁾。「法」の機能は、一般的他者に対する 行動予期の安定化によって、各人により広い現実的な行動可能性を確保せし めることである。

⁶²⁾ 前注(3) 参照。

⁶³⁾ Vgl., Niklas Luhmann, Rechtssoziologie -3. Aufl. - , 1987, Westdeutscher verlag(黒木三郎・大橋憲広・斉藤秀夫部分訳、「比較法学」二十巻二号;初版からの全訳は、1977、村上淳一・六本佳平訳『法社会学』岩波書店『法社会学』)。もっとも、オートポイエシス論への転換のあとでは、同じ社会に住む人間同士の間でも視点の相違があることが重視されるようになるので、万人に共通の社会の構造があり、その構造の機能を説くという単純な構えではいられなくなるはずである。そこで、RG(『社会の法 1・2』)の第3章「法の機能」では、新たな観点から『法社会学』の主要論点について語りなおしている。本来であれば、どこが変わったのかを比較検討すべきであるが、本書では立ち入れない。

- ②全体社会の機能的サブシステムとしての「法システム」⁶⁴⁾。法システムの中心には裁判所が位置している。さまざまな紛争が裁判所に持ち込まれ、裁決されることにより、結果として、①に述べたような意味での「法」が生成し、場合によっては修正を含み、再生産される⁶⁵⁾。
- ③ヒエラルキー的に構成された裁判所システム全体という意味での法システム (②と区別して本稿では「司法システム」と称する) ⁶⁶⁾。司法システムの機能は、「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからず扱うべし」という形式的正義の確保である⁶⁷⁾。

さて、以上の準備の上で、一般的に法秩序について論じるときしばしば取られるシステム・レファランスをピックアップしておこう。ルーマン理論においては、社会システムは全体社会、組織、相互行為の三つの水準にわけられるので、これを手がかりにするのがよいだろう。

まず、全体社会のレベル。全体社会の「構造」が「法」と呼ばれる。そして 全体社会の機能的部分システムの一つとして「法システム」がある。両者は、 後者の作動の結果として前者が生成・再生産・修正されるという関係にある。

次に、組織のレベル。ここでは、最高裁判所を頂点としヒエラルキー的に構成された裁判所組織が議論の対象になる。上記の言い方では「司法システム」である。また、このレベルでは、国家組織・政府組織、企業、利益団体、市民団体などが、法システムその他、関連する社会システムのなかの行為主体として現れることにも注意が必要である。

最後に相互行為のレベル。ここで特に重要になるのは、相互行為の連鎖という観点である。相互行為は、その場の居合わせる者の間のコミュニケーション

⁶⁴⁾ Vgl., Luhmann, RG (『社会の法 1・2』).

⁶⁵⁾ ルーマンは法システムの機能を「時間的、社会的、内容的側面において予期を一般化するために紛争の可能性を利用すること」としている。See, Luhmann, "The Self-Reproduction of Law and its Limits", p. 121, FN. 24, in: Gunther Teubner (ed.), *Dilemmas of Law in the Welfare State*, 1985, de Gruyter.

⁶⁶⁾ Vgl., Niklas Luhmann, *Rechtssystem und Rechtsdogmatik*, 1974, Kohlhammer(二クラス・ルーマン著、土方透訳『法システムと法解釈学』日本評論社1988年).

⁶⁷⁾ Vgl., Niklas Luhmann, "Systemreferenz von Gerechtigkeit", 1974, Rechtstheorie 5, S. 201ff. なお、vgl., RG. 214ff (訳書1、235頁以下).

と定義されるので、関係者がその場を離れてしまえば消滅してしまう。しかし、ほぼ同じ関係者で同一の主題が次の相互行為の機会に取り上げられる場合、後の相互行為は前の相互行為の正負の成果を引き継ぐことになる。このような場合、ルーマンは、相互行為の連鎖が生じたと言う⁶⁸⁾。さて、相互行為の連鎖のうち、法秩序論においてもっとも興味が引かれるのは、当事者間で実践的問題に関する意見の相違が主題となる場合である。これをルーマンは、「紛争システム」と呼ぶ⁶⁹⁾。紛争システムにおいて、実践的問題の解決の基準として法規範に言及がなされるとき、それは法的コミュニケーションであるから、法システムの一こまとなる。これを「法的紛争連鎖」と呼ぶことにしよう。ところで、その紛争が訴訟に持ち込まれたとしよう。個別の訴訟手続も、ルーマンにおいて相互行為の連鎖とされるのであるが、法的紛争連鎖は、当然、個別の訴訟手段の前から始まりその後に終わり、ときどき点的にそれと重合する。個別の訴訟手続過程が、法的に制度化された、こういう意味での相互行為の連鎖の一種であることは言うまでもない⁷⁰⁾。

⁶⁸⁾ むしろ現実的には、相互行為は相互行為のあれこれの連鎖たちの一こまであることの方が多いであろう。とすると、個々の相互行為は、よりスパンが長くより中層的なく意味>をになうあれこれの相互行為の連鎖の重合点に存在すことになる。また、相互行為は組織のコミュニケーションや機能システムのコミュニケーションを担いもする=それらの重合点に存在する。だとすれば、そのような相互行為こそ、あらゆる社会システムのなかでもっとも具体的で複雑な社会システムであることになる! しかしルーマンはかつて、相互行為をもっとも単純な社会システムと呼んでしまった。このような取り違えを自覚的に補正しないかぎり、ルーマンの社会システム論には佐藤・前掲書の批判が的中することになろう。

⁶⁹⁾ Niklas Luhmann, "Kommunikation über Recht in Interaktionssystemen", in: Erhard Blankenburg, Ekkehard Klausa und Hubert Rottleuthner unter Mitarbeit von Ralf Rogowski, Alternative Rechtsformen und Alternativen zum Recht, 1980, Westdeutscher, S. 99-112.

⁷⁰⁾ Niklas Luhmann, Legitimation durch Verfahren, 1983, Suhrkamp(ニクラス・ルーマン著、今井弘道訳『手続を通しての正統化』風行社1990年)『手続を通じての正統化』。なお、それゆえに、当事者や裁判官が交代する場合は、手続の前過程を爾後の手続の前史と位置づけるために特別の手続を必要とする。

第三款 法秩序論へのシステム論的アプローチ

このことを、本章冒頭で述べた法秩序論の課題との関連で整理しなおしてみよう。法秩序論の課題とは、本書の言い方で言えば、法秩序の内的編成、それが他の社会領域との間で取り結ぶ関係、それが全体社会のなかで占める位置、それが生身の人間に対して持つ意味、の解明であった。以上のようなルーマン派システム論の立場からは、これらの課題の遂行が相互に内的に関連している相が見えてくる。

(1) 法秩序の内的編成は、法システム、司法システム、法的紛争連鎖のそれ ぞれの大小のコミュニケーションの波動が様々な方向に広がり、それらが立体 的に折り重なりあいながら、いたるところで干渉模様を描いているものと観念 できる。

法システムは、裁判所が中心で立法や契約が周縁という風に構造化されているので、周縁から中心へ向かう波動(紛争が訴訟化するケースなど)、中心から周縁に向かう波動(特定の判決結果が判例として社会で定着するケースなど)など、進行方向を異にするコミュニケーションが含まれる。しかし、不動産が転々売買される場合などのように、特定の法的行為の波紋は四方八方に広がりうる。全体として法秩序の中では、様々なところに起点を持つコミュニケーションの波動が四方八方に広がりいたるところで重なり合う。

コミュニケーションの波動の大小は、さらにスパンの長短、到達範囲の広狭の側面があるが、これらの側面の間には必ずしも対応関係が存在しない。コミュニケーションの到達範囲の側面は、全体社会、組織、相互行為という水準の違いとほぼ対応するが、スパンの長短は必ずしも対応せず、補足が必要であろう。

コミュニケーションのスパンという観点から見ると、法システムには、ある 判例の成立から後の判例の発展・修正までの極めて長いものが含まれる一方で、 ある種の動産取引に見られるように債務の発生とほぼ同時に履行がなされて債 務が消滅するような極めて短いものもある。前者は、司法システムのコミュニ ケーションと一部重なり(それに担われるといってもよい)、後者は法的紛争

二 〇七 と重なる(それに担われるといってもよい)。司法システム内のコミュニケーションにも、上級審と下級審のコミュニケーションのような長いスパンのものから、それぞれの裁判所内部で行われる中間的長さのコミュニケーションもある。後者は法的紛争と一部重なる。

これらのコミュニケーションの主体としては、一般私人のほか、政府組織、企業、市民団体などの社会システムも登場しうる。これらの主体が、上記の大小さまざまのコミュニケーションの波動のどこでどれだけ関与できるかは、それぞれが置かれた事情により異なる。ルーマン派において、コミュニケーションの名宛人になることがそのシステムに包摂される、ならないことが排除されると定義される。それゆえ、法秩序への包摂/排除のありかたは主体ごとに相当に異なる。法秩序の内部は決して単色ではなく、相当にまだら模様である。

(2)他の社会領域との関係については、構造的カップリングが中心的な役割を果たす。構造的カップリングにもいろいろあるが、行為主体を通じた構造的カップリングが生じるのは当然のことである。およそ社会システムが作動するとき行為主体と社会システムの間に相互浸透=構造的カップリングが生じるのであれば、当の行為主体が複数の社会システムに参与する限りで、それらの社会システムの間に相互浸透=構造的カップリングが生じるのは当然のことである。この場合は、社会システム同士の関係は間接的なものになるだけに、そのありかたは経験的条件に依存する部分が大きく、したがって一般論の次元で言えることは多くない。法秩序論にとってより興味深いのは、複数の社会システムが重合するタイプの構造的カップリングである。この場合には、重合のパターンが決定的に重要な役割を果たす。

この場合注意すべきなのは、法秩序が一つの社会システムからなるのではなかったように、他の社会領域も単一システムからなると想定してはならないことである。他の社会領域も、多方面に拡散する大中小のコミュニケーションの波動がいたるところで立体的に重なりあう空間であるかもしれない。

次に、社会領域同士の重合パターンは極めて多様でありうることに注意しなければならない。法秩序のところで述べたことから推察されると思うが、それぞれの社会領域の構成のされ方のなかには、他の社会秩序との重合点をどこに

7

設定すべきかに関する指示は含まれていない。したがって、社会領域同士の重合パターンは多様でありうることになる。すなわち、法秩序は、他の社会秩序とどの地点でどのように重合するかにより、歴史的に多様な関係を結びうることになる。

最後に、社会以内で生起する具体的出来事の多くがすでに複数の社会領域の 重合であることに注意が必要である。たとえば、売買契約は法システムと経済 システムの重合であるし、立法は法システムと政治システムの重合である。

法秩序と他の社会秩序との関係を規定するものとして、規範、制度、組織、手続が特に注目に値する。これらのものは、人間の行動の制約条件とみなされることが多かった。しかし、これらのものは「重合」のあり方の制約条件としても重要である。たとえば、消費者契約法の制定によって法規範が変わることにより、最終的に効力をもつ売買契約の範囲が変わったとすれば、その限りで法システムと経済システムの構造的カップリングのありかたが変わったことになる。また、政治制度の多くは法システムと政治システムの重合であるのだから、政治制度の変更は、法システムと政治システムの重合パターンの変更になる。

そして重合パターンの変更は、この社会のなかで最終的に誰が何を何処でできるのかのパターンを変えることになる。それを個々の人間の側から見れば、社会への包摂/排除パターンが変わったということになり、社会の全体的あり方の点では複雑性の増減となり、また、自然環境の側から見れば人間界とのインターフェースが変わったことになる⁷¹⁾。

したがって、法と他の社会領域との重合のパターンを分析することは、法秩序の分析にとって重要である(法現象の多くは他の社会領域との交錯現象でもあるから)ばかりでなく、全体社会(全体としての社会)分析の一環としても重要である。

^{「 71)} ルーマン派において、社会状態の評価観点 (評価基準とまでは言えない) が、社会の複雑性ばかりでなく、包摂/排除のパターン、人間界と自然のインターフェイスの適切性というものにまで広がったことについて、拙稿「リスク社会における科学評価のための法制度設計をめぐって ― ルーマン派システム論アプローチの新展開とその周辺」西南学院大学法学論集第38巻第3・4号2006年で触れたことがある。

(3)全体社会の中での位置については、次のように言える。法秩序を構成する諸社会システムは他の社会領域を構成する諸システムと重合して、全体社会のレベルで個別具体的な社会的事態を成立させる。生身の人間にとって、法秩序は、他の社会領域と重合して、まさに生身の人間が経験する個別具体的な社会的事態を成立させる。

第四款 特徴と今後の展望

以上の述べたことは、現在までルーマンが述べてきたことを法秩序論という 観点から整理しなおしたものであるに過ぎない。それでもかなり包括的な法秩 序論の姿が浮かび上がってきたとは言えよう。

まず、法秩序の中心をなす法システムは法的コミュニケーションからなる。そして法的コミュニケーションとは、自他の行動や事実の法的意味づけの当否(法/不法)を巡る当事者間の明示的ないし黙示的なコミュニケーションのことであった。法理論上、法秩序を法規範を中心に観念するか法的行動を中心に観念するかで大きな争いがあるが、ルーマンの理論では法的コミュニケーションに照準することでこの両側面が視野に納められている。さらに、法秩序がそれを動かす諸主体と共に動態的に把握されていること、他の社会領域との関係に相当な目配りをしていることも上記のことから明白であろう。また、前述のことから、マクロな次元からミクロな次元までを視野に入れうる理論配備になっていることも注目される。とくに、法的諸制度については、法秩序内外の諸システムの重合を規制するものとして重点的に分析の対象とされることになるはずである。

しかし、現状においては手薄な面が存在することも否めない⁷²⁾。たとえば、 法秩序の根幹をなす法規範にはある種の体系性が存在しており、法理論ではそ

⁷²⁾ 法にかかわる諸現象のうちのどのような側面を法秩序ないし法システムとして観念すべきかについて諸家は一致していないが、ここでは、田中成明『法理学講義』有斐閣1994 年35頁以下の法システムの4側面と対比し、ルーマン派システム論の現状において手薄な面を浮き彫りにすることを試みた。

の体系性の分析に多くの労力が割かれてきた。ルーマン派の議論ではこの点にかんしては見るべきものが少ない。また法規範の運用には特殊な技術知が要求されることから法秩序の技術的側面の分析も法秩序論の重要な課題である。ルーマンの理論展開においては、法秩序の技術的洗練が要求されることの社会理論的解明が行われてきたが、技術的側面そのもの分析は手薄である。さらに、法規範の運用に関わる法律家のありかたによって法秩序の持つ意義は相当に変わってくるが、この点についてもルーマンはほとんど述べていない。

もっとも、上記の欠落は、今後の理論展開で補充していくべきであろう。その際、とくに困難と思われるのは法秩序の主体的側面である。法律家集団はプロフェッション集団として独自のまとまりを見せるが、それ自身はルーマン的な意味での社会システムではない。弁護士会などが組織化されている場合には、それはたしかに組織次元での社会システムである。しかしそれはプロフェッション集団そのものではない。したがって、プロフェッション集団をルーマン派システム論のなかにアドホックでない形で位置づけることにはかなりの理論的工夫が必要であろう⁷³⁾。

第六節 法秩序の他者

第一款 理論の射程の拡大 ― 家族・医療・リスク

(1) 前節では、ルーマン晩年の理論展開によって法秩序の描き方がどのように重層的かつ動態的になりうるかを検討した。しかしそのようなことができるようになった背景には、ルーマンの理論が、身体・知覚・時間といった論点を扱う彼の理論の現象学的側面がシステム論の展開に追いついたという事情があった。ルーマン晩年の理論展開が、このような意識システム一般、社会システ

⁷³⁾ この関係では、別の文脈でではあるがルーマン派のV.タッケがネットワーク分析をシステム論に統合しようとしており興味深い。Vgl., Veronika Tacke, "Netzwerk und Adresse", 2000, 2 Soziale Systeme 6. ネットワーク分析の入門書として、安田雪『ネットワーク分析』新曜社1997年を参照。

<u></u>

ム一般の理論を基層で支える部分においてみられたとするならば、法秩序とかかわる他の社会領域の関係や、法秩序が近代社会という文脈のなかで負わされる課題についても、彼の理論から従来とは異なる示唆が得られるのではあるまいか。

従来、ルーマンといえば、全体社会の機能的システムの理論家というイメージが強い。ルーマンの理論に通じている人々は、これに組織理論や意味論(ルーマン流の概念史)の理論家としてのルーマン像もこれに付け加えるだろう。これらは間違いではない。しかし実際、ルーマンは晩年にいたって、それまでの理論枠組みに吸収されないような新たなテーマ群に論及し始めたことも見落としてはならない。

以下の議論の前提としてまず、身体、知覚、時間について、ルーマンの晩年 の特徴的な見解を振り返っておこう。

人間の身体がなければ、意識システムも社会システムも存在しえない。これは当然のことで、ルーマンももちろん認める。しかしまた、人間の身体は(その人の)意識システムにとっても社会システムにとっても、必ずしも思うようにならない存在である。したがって、意識システムも社会システムも身体となんとかして折り合っていかなければならない。

知覚は身体と深く結び付いている。知覚もナニかをナニかと関連するナニかとして捉えるものである以上、意味の世界にある。しかし、意識も社会システムの意味形象を線条的に捉え展開していくのに対して、知覚は多くの意味を同時的多面的に捉えている。知覚はしかし、その分だけ曖昧で漠然とあるともいえ、それが捉える意味形象は相互に明確に分離されていない。それゆえ意識システムや社会システムは、知覚によって与えられたこのような意味形象にマトマリを与えつつ、逐次的に処理していくのである。このようにして意味形象の処理可能性が与えられた反面、意識システムや社会システムにはその作動の線条性に伴う不自由さもまといつく。

意識システムと社会システムは、このように意味形象を逐次的に処理してゆくので、逆に意味の世界の時間性の次元は、意識システムと社会システムにとって本質的なものである。

ところで、ルーマンにあって社会システムはコミュニケーションからなり、コミュニケーションは意識システムの作動なしにはありえないのであった。そして個々の意識システムと個々の社会システムはそれぞれ固有の時間性をもつ。したがって、コミュニケーションの成立には、意識システムと社会システムの同期化が必要である。また、個々の意識システムが経験する具体的な社会的事態の多くは複数の社会システムが重合して構成されるのであるから、そのような場合には複数の社会システムの同期化 — そこには当事者の意識システムが関与する — がなされて初めて、意識システムの具体的な社会的経験対象が成立する。したがって、意識システムと社会システム、社会システム同士の間でいかなる同期化がなされるかは、生身の人間の生にとってその経験の根底に食い込むほどの意義を持っている。

人間の意味的生にとって、身体や知覚が基底的な意義を有するということ自体は、現象学派にとっては常識的なことにすぎないだろう。ルーマンの場合、そのような視点を現象学派と共有したうえで、このような同期化の本質的な重要性に目を向けたところに特徴があるといえそうである⁷⁴⁾。

- (2) 以上のような、身体・知覚・時間という問題次元は、政治、経済、法などの典型的な機能システムを単独で取り上げる場合には、周辺的な意義しか有さないかもしれない。逆に言えば、このような問題次元に着目することで、典型的な機能システム以外にも理論の射程を延ばす可能性が生じるということでもあろう。そこで、こういう視角の現れたルーマンの議論をいくつか見ておこう。それは、家族、医療、リスクである。
- (a) まず家族について⁷⁵⁾。家族社会学では、一般的には変化しつづけるなかで

⁷⁴⁾ 大黒・前掲書は、ルーマンの理論を内側から破りメディアの哲学に到達しようとする。 たしかに、そこで構想される哲学は一定の方向にルーマンを超えたものになるであろう。 しかし、本文に述べた事情から、そのメディアの哲学とルーマンの理論との分岐点は、 そこで想定されているよりもそれに近いところにあるのではないだろうか。

⁷⁵⁾ 以下については基本的に、Niklas Luhmann, "Sozialsystem Familie", in: ders., *Soziologische Aufklärung* 5, 1990, Westdeutscher Verlag, S. 196-217 und ders., "Glück und Ungllück der Kommunikation in Familien: Zur Genese von Pathologien", in: ders., *Soziologische Aufklärung* 5, 1990, Westdeutscher Verlag, S. 196-217 に依拠した。 なお、ルーマンの医療論については、拙稿「生命倫理の法政策論 ルーマン派システム論のアプローチ・序説 | 西南学院大学法学論集第36巻第3・4号2004年で紹介したことがある。

社会のなかで多くの機能を喪失しつつ、なお、家族が家族構成員や社会にとって持つ意味はなにかという問題が扱われることが多い。しかしルーマンは、社会システムとしての家族の特徴に注目する。

家族のコミュニケーションの特徴は、家族のコミュニケーションは当事者の 全人格が包摂されることを要求できることである。したがって、通常の組織や 公式手続き機能システムにおけるコミュニケーションと異なり、そこに身体の 相互現前や知覚次元の介在が重要な意味を持ちうる。しかし、それはコミュニ ケーションとは次元の異なる意味的現象であるから、コミュニケーションにお いて安定的に処理することが難しい。すなわち、家族はコミュニケーション・ システムとして純化・合理化することが不可能なものであるが、しかし全人格 的包摂の意義を考えると、コミュニケーション・システムとして純化・合理化 することが無意味なシステムでもある。近代社会は機能的分化を主とした社会 であるが、各機能システムは人格の断片しか包摂されない。社会のなかで自己 同一性をもつ人格としてコミュニケーションの主体が構成されねばならず、と いうことはそれが構成されるのが全人格を包摂するコミュニケーションの場た る家族である。これが家族の全体社会に対する機能に他ならない。しかし、純 化・合理化できないシステムであるから、家族という社会システムはエスカレ ーションや、固定化により、構成員にとって苦痛な状態が定常化することもあ る。ようするに、ルーマンが着目するのは家族療法的リアリティーなのである。 (b) 次に医療について⁷⁶⁾。医療は、そこでの診断が経済システムなどで意味を 持つので全体社会の機能システムとしての一面をもつ。しかし、医療は、身体 の存在感が極めて大きくなるという点でかなり特徴的なシステムである。健康 なときには人は身体のことを忘れていられるが、苦痛を感じるときその人は自 分の身体に関心を向けざるをえない。すなわち、患者の身体は患者本人と医師 の注視の対象となるのである。

⁷⁶⁾ 以下については基本的に、Niklas Luhmann, "Der medizinische Code", in: ders. "Soziologische Aufklärung 5, 1990, Westdeutscher Verlag, S. 183-195 に依拠した。なお、ルーマンの家族論、親密圏論については、拙稿「生命倫理の法政策論 ルーマン派システム論のアプローチ・序説」西南学院大学法学論集第36巻第3・4号2004年で紹介したことがある。

人間は通常複数の社会システムを同期化させながら生活しているのであるが、 そのような困難な仕事をなしおおせているのは、身体の時間性を通常は無視していられるからである。しかし、病気になると身体の時間性に配慮せざるをえなくなるので、病人のまわりの時間秩序は崩壊してしまう。そこで医師は、患者を病者として認証することで、その人を時間秩序の再建の必要な人であり、そのための処置の必要ある人として社会的に通用せしめる。これが医療の全体社会的機能である。

しかし、このような意味での医療のコミュニケーションは合理化の困難なシ ステムである。法システムであれば、反省理論による合理化が可能である。反 省理論は、当のシステムの他のシステムとの関係を改善することを目的とする。 とするとその仕事の多くは、他のシステムとの同期化のあり方の合理化である。 どのシステムも他のシステムと同期化することによって重合し、関係するから である。法システムであれば、法的コミュニケーションと政治的コミュニケー ションや経済的コミュニケーションをどこでどのように同期化させるかの問題 になる。そして、法システムであれば、関係当事者が法/不法の値のうち、だ れもが自分の方が法の側にあるということを巡って対立する。だから、特定の 同期化の仕方についてどのようにするのが正しいのかについて、対立する双方 が自己に有利な論拠を持ち出すことで、より合理的な同期化の仕方が探し出さ れる可能性がある。しかし、医療の場合の健康/病気というコードにかんして は、まず患者を病気の側に値付けし、最終的には健康の側に値づけられる状態 にもっていきたいということについて、医者と患者の間に対立が存在しない。 法システムの場合などと比べると、法システムでは法/不法の積極値(「法」) の獲得を巡って当事者の間で対立が生じるが、医療の場合には、消極値(「健 康 |) を患者に獲得させるという目標を当事者達が共有しているのである。

(c) 最後にリスクについて 77 。ルーマンのリスク論といえば、リスク/危険の

⁷⁷⁾ 以下については基本的に、Niklas Luhmann, "Risiko und Gefahr", in: ders., *Soziologische Aufklärung* 5, 1990, Westdeutscher Verlag, S. 131-169 und ders., *Soziologie des Risikos*, 2003, de Gruyterに依拠した。なお、ルーマンの議論をリスク論一般のなかに位置づけて紹介し、それが批判的リスク論たる可能性を示唆するものとして、小松丈晃『リスク論のルーマン』勁草書房2003年を参照。

概念対に注億が集まる傾向があるが、その根拠は充分理解されていない嫌いが ある。ルーマンのリスク論は、リスクの問題をまず意味の三次元のうちの時間 性の次元に根をもつものと見るところに最大の特徴がある。リスク社会化の問 題は、時間次元に発し、他の、社会性の次元、事項内容の次元に問題が波及し たものと捉えられているのである。リスク/危険の概念対は社会性の次元で問 題になるに過ぎない。

意識システムと社会システムは、意味を線条件の原理にしたがって処理する ことで存立を維持するのであるから、以前/以後という区別の使用がもっとも 根本的なものになる。人々は、過去の諸事実を以前/以後の区別を用いて時間 系列に配置し、未来に予想される事実も同様に時間系列に配置する。そして現 在の経験は、それらの時間系列を背景に意味づけられる。現在は過去の地平と 未来の地平を分かつ時点である。

現在の経験が、予想され進備のなされたいくつかの可能性のうちの一つであ るならば、その現在の経験は、確定した事実として過去の地平に送り込まれる だけであるから大きな問題は生じない。問題は、予想と準備の困難な事態が続 発するようになったことである。この場合、過去の地平と未来の地平の関係は、 未来の地平にあった事項が過去の地平に送り込まれるというだけでは済まず、 過去と未来の地平の配置そのものが変動の可能性に迫られる。

そこで、事項内容の次元での経験処理に新たな工夫が生じる。従来のように、 いくつかの可能性のうちどの可能性が現実化するかが不明という捉え方ばかり でなく、事前には蓋然性の程度しかわからなかったことが、事後には発生不発 生が確定するという物事の見方が広がるということである。蓋然性がある程度 まで確率計算できるようになれば、対処のしようはある。対処の迫られる事態 のもろもろに対して、その蓋然性の程度に応じて事前に対処資源を準備してお けばよいのである。この場合は、発生の蓋然性のある損害を事前に人々の間で 法的手段に出る準備なども含めて、損害の可能性に対する資源を準備できる人 は、その損害の可能性に近づくことで期待できる利得と、自分の準備できるあ らゆる資源のうち合理的にその損害の可能性への事前の準備に差し向けられる

ものの範囲がつりあうところまで、その損害の発生源に近づけばよいのである。 社会に属す各人があらゆる損害の可能性に対して、このように合理的に判断す れば、社会のなかで、あらゆる損害にたいして、リスクと危険の配分に関して 均衡が生じる可能性がある。この場合には、なんらかの不利益が生じても、そ れをこうむる人には対処の進備ができているはずであるし、その進備ができて いなかったとすれば、その人が合理的でなかっただけのことであるから、損害 はそのままそのひとが甘受すべきである。この場合には、一次的に損害が発生 した人が、そのままその損害を甘受すべきか、保険や法的手段によって最終的 には他の人が損害を引き受けるかが、その損害を受けた人及び関係当事者の事 前の自己決定によって決定されている。ここでは事前の自己決定によるリスク の引き受けという思考形式により問題が処理されるのである。

ただ現実には、このような均衡が全ての損害の可能性にかんして成立するわ けではない。まず、このような均衡が生じるためには、損害の発生の確率につ いて当てになるデータが存在し、かつ、そのデータの使用に対して社会的コン センサスが成立している必要がある。しかし、つねにそのようなデータが存在 するとは限らない。つぎに、保険や法的責任の追及という手段に関しても、境 界事例では、どこまでが保険や法的手段でカバーされるものであるのかについ て、争いが生じる場合がある。そしてそのような境界事例では、第一次的な損 害を受けた人がそのままそれを甘受するのが妥当であるかどうかという規範的 判断が介入せざるをえない。しかも、そのような争いの生じる境界事例は現実 には無視できるほど例外的なものではない。さらに、ある人が損害にたいする 備えをしなかったのは、する必要がないという積極的判断だったのか、そうで なかったのかは不明確である。

こうして、事前の自己決定によるリスクの引き受けという思考形式が一般化 した社会 ― それこそがルーマン派においてはリスク社会だ! ― では、 九 現に発生した損害に関して、誰が事前の自己決定 ― 不作為の場合は法的責 任や政治的責任の追及になる ― によって引き受けたリスクであったのかが 問題になる。そして損害を引き受けたくない人 ― つまり関係者のほとんど は、その損害は他の人の事前の自己決定により引き受けられたものであり、

自分に対しては損害の危険が現実化しただけなのだ、と主張しあうようになる。 この段階で初めて、リスク/危険という概念対が、人々のコミュニケーション の中で有意味に用いられることになる。

こうして、事前の自己決定によるリスクの引き受けという思考形式が使われる場面が多いほど — すべての不幸を不合理な運命とみなしかつ、人生とは所詮そういう不合理なものだと観念している社会では、そのような場面は多くない — 、事後的にリスクの押し付け合いが生じる。こうして、時間性の次元、事項内容の次元の問題が、社会性の次元に波及することになる。そしてこの問題は、事後的に生じてしまう問題であるから、法システム、政治システム、経済システムなどで不断の再調整が図られなくてはならなくなる。リスクの問題は、どれか特定の社会システムの問題ではなく、あれこれの社会システムに横断的に顕現する問題である。

第二款 システム論への問

(1)以上を振り返ると、やはり理論展開が端緒的なものにとどまり、また、 断片的な議論であるとの印象をまぬかれがたい。

家族と医療にかんしては、断片性が目に付く。まず家族について。家族の家族療法的リアリティーを捉えるのはよいとしても、また、家族におけるコミュニケーションと身体・知覚次元の意味現象との錯綜した関係に光を当てたのはよいとしても、さらに、家族に全体社会のなかでの位置を解明したのはよいとしても、他の社会システムとの家族との関係が未解明であり、また、その関係は歴史的に変化していくものであるから、その歴史的変化に伴い、家族が社会や構成員にとって持つ意味も変化してゆくだろうが、そういう点には全く触れられていない。

医療にかんしては、身体・知覚・時間性の問題が集中的に現れる場面を的確に描き出しているように思われるが、しかし、全体社会の機能システムとしての医療(健康/病気の値を割り振る)に焦点が当てられた結果、相当の一面性がある。まず、医療の「診断」の側面に焦点が当てられ「治療」行為の側面に

は光が当てられていない。また、相互行為としての医療者 - 患者関係に触れられていない。また、近年ではチーム医療が重視されているのに、医療組織の次元が取り上げられていない。経済システム、政治システム、法システムとの関係についてはほとんど触れられていない。

リスク社会にかんしては、問題点の指摘には鋭いものがあるにせよ、問題点の指摘にとどまっている嫌いがある。リスク社会への対応戦略として、弟子筋のK.ヤップは多極分散多段階意思決定的な法 - 政治制度の積極的に構想的に構想するのにたいして⁷⁸⁾、ルーマン自身は政治的立法 - 行政の実施 - 司法による事後検証という伝統的体制を選好しているようである。ルーマンが問題点の指摘のとどまっているため、ヤップはルーマンの概念を忠実に使用しているにもかかわらず、どこでこの分岐が生じるのかが不分明である。

以上のように、ルーマンの本款でとり上げた視角は、晩年になってようやく表に出て来たものであるだけに、ことに未展開部分が多いというのが実態であるう。ただしかし、身体や知覚の次元を含む意味メディア論、作動と相即的な意味メディア変容を観察する動的双相理論という晩年のルーマン理論を前提にするとき、本款で取り上げたような身体、知覚、時間の見方は、それの自然な展開と位置づけることは充分可能であるように思われる。

しかし、未展開部分が大きいことは継続形成の必要が大きいことを意味する。 最後に、継続形成の方向性について一言しておこう。この場合、全体的に、や はり、もろもろの社会システムとの歴史的に変化する重合のあり方を、全体社 会、組織、相互行為の各次元にわたって解明し、規範的に評価を加え、あるべ き重合の姿を探求するという姿勢が重要になる。

まず、上述の検討から、家族や医療については、他の社会システムとの関連の分析が決定的に不足していることが明らかになったであろう。また、医療に関しては、機能システムとしてのそればかりでなく、法秩序の場合と同様に、機能システム、組織、相互行為のそれぞれの次元の多様なシステムの重合体として描かれる必要があろう。

⁷⁸⁾ Vgl., Klaus Peter Japp, Soziologische Risikotheorie, 1996, Juventa und ders., Risiko, 2000, Transcript.

リスク社会については、こうである。動的相双理倫において法と政治の関係 はそれらがどこでどのように重合するかに応じて多様な形態を取りうるものと して具体的に分析できる。この可能性に自覚的になることがまず必要である。 ルーマンやヤップはこの可能性に充分に自覚的でないので、自らの前に選択肢 のパレットを広げて、何らかの観点から選択をなすという手順を自覚的に踏む ことが出来ない。彼らがこういうことに自覚的であれば、法と政治の重合パタ ーンにどのようなものがあるうるかを示したうえで、それらのパターンのおの おのがリスク問題の処理に関してもつ特徴・メリット・デメリットを検討し、 あるべき制度設計の方向を構想することができたはずである。もちろん、同じ ルーマン派の枠組みのなかでも、重合パターンの分類、特定の重合パターンか ら予想される帰結、その帰結の評価基準の設定については、論者により見解が 分かれるはずであるから、具体的な制度設計の構想は異なってくるであろう⁷⁹⁾。 そして最後に、法秩序と他の社会領域の重合パターンの分析が重要であるこ とをここでも指摘しておきたい。家族や医療という領域では、規範的コミュニ ケーションにも事実に関するコミュニケーションにも上手く収まらない身体と いうものの存在感を無視できない⁸⁰⁾。したがって、規範的コミュニケーション の一種である法的コミュニケーションからなるところの、機能システムとして の法システムだけでは、上手く規律できないのである。したがって、それらに 関する法的規律の理念を何に求めるにせよ、前節で指摘したような、重畳的動 態的秩序としての法秩序とそれらの社会領域の重合のいかなるパターンが適切 なのかを考えざるをえないのである。リスク社会に関しては、リスク問題を処 理するのに特化した機能システムはいまだ形成されていないというのがルーマ ンの見立てである⁸¹⁾。だとすれば、リスク・システムを分出純化させればよい というわけにはいかないのであって、あれこれの社会システム(全体社会にか

⁷⁹⁾ 前掲拙稿「リスク社会における科学評価のための法制度設計をめぐって — ルーマン派システム論アプローチの新展開とその周辺」は、ルーマンとヤップの分岐がどこで生じるかを解明し、もってこの方向でのルーマン派システム論の継続形成の端緒を設える試みでもある。

⁸⁰⁾ Niklas Luhmann, "Wahrnehmung und Kommunikation sexueller Interessen", S. 186ff.

⁸¹⁾ 前注(77) で挙げた文献を参照。

かわる問題なので、とくに全体社会の部分システムたる機能システム)の重合 パターンのどのようなものが望ましいかを問わざるをえないであろう。

おわりに ― 法秩序論への問

本稿では、ルーマン理論は彼の晩年にいたってようやくシステム論的側面の 発展に現象学的側面が追いつき、その理論の骨格が整合的に理解できるように なったという見通しの下に、およそ次のようなことを確認してきた。

- ①ルーマンは『社会システム理論』(1984年)のオートポイエシス論への転回 以後も理論の彫琢を続け、晩年にいたって意識システムと社会システムの理論 を動的双相理論としてほぼ形成し終えた。
- ②この晩年における前進は、(a) 身体-知覚次元での<意味>現象へ着目した ことと、(b) 意味の世界の多層的で動的な変容渦程を分析する理論装置として 「形式/メディア」の対概念が使用できることになったこと、に支えられてい る。
- ③ルーマンの理論は、動的双相理論となったことによって初めて、意識システ ムと社会システムの関係、社会システム同士の関係を具体的に説明できる可能 性を得た。すなわち、「相万浸透」や「構造的カップリング」の概念が有意義 に使用できるようになったのは、ようやくこの段階(最晩年)に至ってなので ある。
- ④また、動的双相理論への前進を支えた、身体-知覚次元への着目は、同時に、 意識システムや社会システムが時間化によって初めて存立することを明確にし た。こうして、ルーマンにおいて、身体一知覚一時間という問題系が理論の最 基層部に組み込まれることになった。そのことを通じて、家庭、医療、リスク 九 社会などの、従来の理論の枠以内では充分に扱うことの出来なかった問題領域 に、ルーマンは正面から取り組むことができるようになった。
 - ⑤動的双相理論への前進のなかで、法秩序論にとってもっとも興味深いのは、 オートポイェティックな社会システム同士が<意味>メディア上では多様な点

で重合しうることを積極的に承認できることになったことである。このことに より、複数の社会システムの関係について、そうした重合のパターンとして分 析できる可能性が開かれた。重合のパターンごとに、それらの間の相互浸透の パターンも変わる。また、社会システムは意識システムとつねに相互浸透して いるのであるから、社会システム同十の重合のあり方は、それに関与する意識 システム、ひいては人間の生に構成的な意義を持つことになる。

⑥晩年のルーマンの理論において、このような重合パターン分析の可能性が開 かれたことと、身体一知覚一時間の問題系を取り扱えるようになったことは、 法秩序論においては次のような意義を持つ。

法秩序そのものを、複数の大小の社会システムが折り重なりながら作動して いるものとして、立体的かつ動態的に捉えることが可能になった。

また、法秩序と他の社会領域との関係も、それらを構成する諸システムの多 様な重合として立体的かつ動態的に捉えることが可能になった。

しかも、それら社会システムの構造的カップリングにおいて、社会と意識シ ステムとのあいだに相互浸透が生じるのであるから、上記の重合パターン分析 は、同時に、法秩序や社会秩序が人間の生にとってどのような構成的意義を有 するかの分析に直接につながるものである。

そしてまた、身体一知覚一時間の問題系を扱えるようになったことによって、 たとえば医療や家族、リスク社会という、法秩序が無視しえないけれども対処 の難しい問題を、法秩序論との関係で扱える可能性が開かれたことも無視しえ ない。

⑦しかるに、このような重合パターン分析の可能性はルーマン自身によっても 後継者たちによっても充分には組み尽くされていない。それはこのような可能 性が切り開かれたのはようやくルーマンが晩年にいたってからであったことか ら、止むを得ない面もある。また、晩年のルーマン理論が扱いうるようになっ た、身体-知覚-時間の問題系における分析も、現状においては、断片的で― 九 面的な成果しか牛み出しえていないということは認めざるをえない。これらが 今後の課題となるであろう。

以上のように、法秩序論は、晩年のルーマン理論の展開から多くの可能性を

手に入れることができる。もちろん、未開拓の部分が多い以上それはまだ可能性に過ぎない。また、法秩序論が学ぶべきなのはルーマン理論だけということにもならない。ただしかし、法秩序論が、法秩序と他の社会領域との関係や、人間的生との関係を具体的に論ずることを課題の一斑とするのであれば、晩年のルーマン理論と少なくとも同等程度の複雑性を有した理論的配備を備える必要があろうことまでは、確言してよいように思われる。

付記 大隈一武先生には、筆者の赴任以来世代の差を越えたご厚誼にあずかりました。深く感謝申し上げます。先生のますますのご活躍をご祈念いたします。

九